

平成30年3月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

6番 田上 忍 君

5番 福永 啓 君

1番 清水 蕙 君

第 2 報告第14号 専決処分の報告について

第 3 報告第15号 専決処分の報告について

第 4 報告第16号 専決処分の報告について

第 5 報告第17号 専決処分の報告について

第 6 議案第63号 御船町総合計画第12期基本計画の変更について

第 7 議案第64号 工事請負契約の締結について

第 8 議案第65号 御船町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第66号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第67号 御船町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

第11 議案第68号 御船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第12 議案第69号 御船町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

第13 議案第70号 御船町公共施設等整備基金条例の制定について

第14 議案第71号 御船町情報公開条例及び御船町個人情報保護条例の一部を改正す
る条例の制定について

第15 議案第72号 御船町立社会教育センター施設の配置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

第16 議案第73号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第74号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 第18 議案第75号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第76号 御船町指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第77号 御船町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第78号 御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第79号 御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第80号 吉無田高原緑の村、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第81号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 清水 蕙 君 | 2 番 森田 優二 君 |
| 3 番 岩永 宏介 君 | 4 番 中城 峯視 君 |
| 5 番 福永 啓 君 | 6 番 田上 忍 君 |
| 7 番 藤川 博和 君 | 9 番 塚本 勝紀 君 |
| 10 番 田中 隆敏 君 | 11 番 沖 徹信 君 |
| 12 番 井本 昭光 君 | 13 番 岩田 重成 君 |
| 14 番 田端 幸治 君 | |

3 欠席議員（1人）

- 8 番 池田 浩二 君

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	宮崎 靖 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	野口 壮一 君
福 祉 課 長	道山 敏文 君	健康づくり支援課長	西橋 静香 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作田 豊明 君
建 設 課 長	松岡 秀明 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会 計 管 理 者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（田端幸治君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○6番（田上 忍君） 6番、田上です。先般通告していた内容について、質問を行います。

まず1番目に、熊本地震後通学路の安全確保についてお尋ねします。

2番目に、平成25年度から26年度にかけ複数回にわたり、住民から吉無田地域の請願及び陳情が提出され、当時町としても景観条例を検討するとのことだった。また、本年度も同様の陳情が提出されており、町の考えについて質問します。

3番目に、熊本地震や豪雨災害にて町営住宅の多くが被災しています。この町営住宅の復旧について質問いたします。

詳細な質問は質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の御質問にお答えします。

問1、通学路の確保について、お答えします。点検の方法としましては、管理者である各関係機関及び学校や地域の関係者と連携しながら、危険箇所を歩きながら調査し、各機関と連携しながら危険箇所の改善を図っている状況にあります。

近年、全国で登下校中の児童等が関係し、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いで発生したところにより、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による緊急点検を実施するよう、全国自治体に要請がありました。これを受けて本町におきましても、各学校より危険箇所として報告された箇所について、学校関係者、道路管理者、教育委員会等による合同安全点検を実施し、通学路の交通安全対策を講じることになりました。

安全点検を行った小中学校の通学路の危険箇所のうち、安全対策が必要な箇所について、対策を実施することにより、通学路等における児童生徒の交通安全確保を図ることとしたところであります。今後も、児童生徒の通学路の安全点検を実施することにより、より効果的な安全対策を講じることが必要であると考えます。

2、景観条例についてお答えします。吉無田地域一帯は先人たちが築き守ってきた御船の大切な財産です。吉無田の自然を後世に残していくため、また御船町の貴重な財産である豊かな自然を守り抜くために、開発に関する条例の制定に向けて、専門家の方々のお知恵をいただきながら取り組んでいきたいと、以前述べたところであります。これまでどのような条例等が最も適しているかについて、熊本県へ相談に行っていたところ、平成28年4月に甚大な被害をもたらした熊本地震が発生しましたので、震災復旧を最優先に取り組んできました。

しかし、そのような中でも、国との協議は突き進めており、国からの助言として、自然豊かな吉無田高原、熊本百選にも選ばれている吉無田水源等のあるこの地域を守るためには、里地里山法が適しているという意見をいただきました。今後環境を守るという観点から、里地里山法を視野に入れ、関係部署等と協議・連携を行い、地域を巻き込みながら取り組んでいき、吉無田地域の自然環境や景観を後世に伝えていきたいと考えています。

3、町営住宅の復旧について、お答えします。熊本地震に伴い、被災した玉虫団地84戸、辻団地32戸、妙見坂団地15戸、中原団地81戸について災害復旧工事を施工しているところ

であります。町営住宅の復旧については、被災した町営住宅の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の改善を図ることも視野に入れながら、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標としています。

また被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは大きな願いでもあります。住民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、災害により損壊した町営住宅を速やかに修繕し、住宅供給を促進することを目的として、迅速かつ適切な復旧工事を進めているところであります。

なお、災害により公営住宅が滅失し、また損傷した場合、当該公営住宅に係る建設工事費もしくは復旧工事に要する費用または公営住宅等を建設するため要する費用を、規定書の率により補助されることとなっています。

○6番（田上 忍君） まず通学路の安全確保について質問いたします。

先ほど町長の回答から、安全点検を地域の関係者と行ったということですが、この関係者とはどういう団体というか、具体的な団体名をお願いします。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えします。

警察、地域振興局土木部、町の建設課の土木係・維持係、農業振興課の耕地係それから総務課の地域防災係、学校関係者としましては校長もしくは教頭、PTAの会長と母親部長、それから可能な限り区長でありますとか交通指導員でありますとか、そういう方と、大体12～13名程度で各危険箇所のポイントを歩いて回ったところでございます。

○6番（田上 忍君） PTAも会長とか役員が出ているということですが、今でも役員以外の地元のPTAの方から、「まだこういうところも危険なんだよ。どうかしてくれ」とか、そういう意見が区長に上がってくるんですよね。だから、まずPTAが本当に全部すい上げているのかどうか、その辺はどう考えられますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） すべての箇所を全部回るとするのは、事実上ちょっと難しいので、各学校から、大体校内で協議をいただきまして、優先順位を付けて、5カ所から6カ所ずつ上げていただくようにしています。

○6番（田上 忍君） 回るのは確かにそうだと思います。ただ、危険箇所というのは学校全体としてというか、学校は学校で、それから教育委員会はそれを全部すい上げて、御船町の通学路ではこういうところが危険だよとか、そういう情報自体はすい上げていますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 基本的には、校内で優先順位を付けていただいたところが主

に上がってくるんですけども、そのほか、個別で情報提供ですとか、相談とかがあることもございます。

○6番(田上 忍君) いや、ありますではなくて、そういうのを把握して、何かまとめていますかというところです。

○学校教育課長(坂本朋子君) 上がってきたところについては、大体全部データとして残してあります。

○6番(田上 忍君) わかりました。では、ちょっと個別に、滝尾小学校の手前、がけ崩れがあつて通行止めになったと思いますが、今あそこはどうでしょうか。もう完全に直って通行できるようになっておりますけれども、自分たちも通るとして、恐怖心とかそういうのはどう思われますか。

○学校教育課長(坂本朋子君) 確かにきれいに完了しておりますので、特に感じるところはございません。

○6番(田上 忍君) わかりました。なかなかああいう大きながけ崩れがあつたので、精神的に子どもたちも結構トラウマというのも残っているのではないかと思います。何かしら、保護者がついていくとか、そういうのも必要じゃないかなと思ったところです。

あと、滝尾小の関係で、玉虫団地、御船台団地、あの入り口のところで、甲佐へ行く道路と団地のほうに行く道路、三差路があると思うんですけど、今工事用のトラックとかがとても多いんです。その辺、何か把握されていますか。

○学校教育課長(坂本朋子君) 平成29年度の点検において、皆さんと一緒に回ってから、確かに危ないですねという話には上がっております。

○6番(田上 忍君) それで、何か対策というか、そういうのは考えられていますか。

○学校教育課長(坂本朋子君) 基本的にあそこは農道になるかと思うんですけども、できればあそこにせめてカラーで、スクールゾーンではないんですけども、子どもたちの通学路ですよというカラーの色分けをするとわかりやすく、皆さん用心していただけるのではないだろうかという意見は出ました。

○6番(田上 忍君) 意見が出たということですが、それをできる範囲内で実行に移してもらえればと思います。教育委員会は、実際に工事する側じゃないと思います。関連部署と協力しながらやっていってもらえればと思います。

あとそれから、御船署関係で平成音大までの道路、これはとても暗いとか、こういうの

もあるかと思えます。それとあと、トンネルです。甲佐に向かうトンネル、今は中原団地は長期避難になっているから誰もいないんですが、この後中原団地、子どもたちも戻ってくると思えます。トンネル内、ここは暗いと思いませんか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 確かに今長期避難になっている関係かわかりませんが、平成29年度においては危険箇所として上がってはきておりませんが、確かに暗いと思えます。

○6番（田上 忍君） この点は、何かアクションを起こされていますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 大体通年上がってくる箇所ではございます。ただ、なかなか実行に移すというところは難しいのかなと思っています。

○6番（田上 忍君） 実行に移すか、町でどうだこうだということも、1つは手かもしれませんけど、あの道路は国道ですよ。ということは、町ではなくて、県に上げるとか、上位団体に上げるとか、そういうことはやってないんですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） そのために、県の地域振興局土木部の方にも来ていただいておりますので、ほかの箇所ですけれども、平成30年度に上申を上げてみますという御意見はいただいたりすることもあります。

○6番（田上 忍君） 一緒に来ているからもういいよというのではなくて、ぜひ「ここは危ないから、何とかしてくれ」とどんどん、もっと押して行ってほしいなと思えます。

それからもう1つ、木倉小の門前川橋です。あそこはまだ工事が終わっていません。あそこも通学路なんです。だから、今通れないから迂回して行っているかと思えます。迂回して行っている道路も道路幅が狭く、車が通ったらとても危険だと思います。このあたりはどう考えていますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 門前川橋は文化財でございますので、手すりが付けられないということになっています。それ自体がちょっと危険かなという思いもありますので、今迂回していただいている道のほうが、より安全なのかなと思っています。

○6番（田上 忍君） すると、門前川橋を修復しても、あそこは通学路としては使わないということですか。危ないから。

○学校教育課長（坂本朋子君） 使う、使わないは、また今後の協議になるかと思えますが、安全は担保されていないように思います。

○6番（田上 忍君） 最初に私が言いたかったのは、こうやって通学路として使っている道路、この辺の工事は、どうして最優先でできないのかなと思ったところです。まず、子ど

もたちのことを第一に考えて、工事の優先度とか、そういうのを考えてもらえればと思います。

それからもう1カ所、インフィニティから上に上る道路、階段があつて、手すり一応付いています。このあたりはどうですか。これは、教育長、1回通ったことはありますか。

○教育長（本田恵典君） 私も地図で調べて、実際歩いて上ってみました。途中からたしか付いているんですよね。下の半分がたしか付いてなかったと思いますけれども。さほど、とても急な階段という感じは、私の印象ではしませんでしたけれども。今後、まだ子どもたちが実際に通っているところを私もまだ見たことがありませんので、その辺のところを十分に調査して、もし危険ということであれば、そういったことも、対策も講じなければならぬと考えているところです。

○6番（田上 忍君） ぜひ、子どもたちと1回一緒に通って、子どもたちの目線で見てもらえればと思います。

では、通学路については、以上で終わります。

次に、景観条例についてということになりますが、まず、今年の3月議会で、前任の企画課長から景観条例について町長に聞くということがありました。町長、これについて、何か引き継ぎされたのですか。

はい、じゃ、もう1回言います。前任の藤本課長が熊本地震によって何もできなかったということだったと思います。それで、「じゃあどうしますか」と聞いたところ、「誰に引き継ぎますか」と言ったら、「今のところ、町長に引き継いでおきます」とあのとき答えられたと思います。だから町長はちゃんと引き継ぎされましたかということです。

○町長（藤木正幸君） 吉無田の問題ということで、景観条例ということで、確かに景観条例という話が上がっておりましたので、県との打ち合わせの中はしておりました。しかしながら厳しいだろうという話をいただいたところでもあります。引き続いて、いろんな形で県・国と調整はしてきています。

○6番（田上 忍君） ちゃんと藤本課長から引き継ぎをやったということで、認識していいですね。

先ほど、里地里山法によってやっていくということですが、こういう動きというのは、いつから何か行動を起こしていますか。

○町長（藤木正幸君） 就任直後から動きは行っております。その中において、里地里山法と

というのが最終的にいいだろうということで、その里地里山法について今動いている状況にあります。

○6番(田上 忍君) では、それは何か特別な舞台を作ってやっているんですか。

○町長(藤木正幸君) 庁内でも協議しておりますし、国のお力も借りて進めております。

○6番(田上 忍君) 町長に就任したときからいろいろやっているということではありますが、じゃあ、どうしてまた今回陳情が起こってきた、陳情が出てきたのでしょうか。何もやってなかったからこういう陳情が上がったのじゃないんでしょうか。その辺はどう考えますか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) 今回陳情が上がりましたのは、今3点ほど上がっておりますけれども、まず、住民の方が不安に思っているということなんです。広大な土地が知らず知らずのうちに売却されるんじゃないかという不安が1つ、また大規模な開発が行われるのではないかと。それと集団活動の拠点となるんじゃないかと、そういう情報がなかなか住民の方にすべて伝わってないというのが一番の原因だと思っております。

○6番(田上 忍君) 吉無田の問題については、4年ぐらい前からですか、いろいろ住民の方からいろんな意見が上がって、町も動き、町長も替われ、新しい藤木町長もいろんなことをやってこられたと思います。あのとき、たくさん教えてくれたかと思うんですね。こういうビラ、こういうのもそうですけど、いろんなビラがこうやって配られました。きっと見ておられますよね。

この中で、とにかく吉無田問題は町長も認識されていると。そのときからいろいろあって、水が危ない、吉無田が危ない、環境を守らにゃいかんということで、町民も執行部もいろいろ動いてきたかと思えます。その中で熊本地震があったということで、じゃ、実際具体的に要は何をやりましたか。それを教えてください。

○企画財政課長(坂本幸喜君) まず、さっき言いましたように、条例等を改正するという案があってありましたので県に相談に行ったところ、景観条例はなかなか厳しいというところがありまして、その後、国に町長も行かれまして、御船町のこの自然豊かな吉無田地域に関しまして、御船町としてどのような形で守っていくのが一番いいのかという方法について県に相談されに行ったということになっております。

○6番(田上 忍君) 具体的に今何か町が対策をやっているのかどうか。それが見えないから今回みたいに陳情が上がってくると、私はそう思うんです。もし町が何かやっているの

であれば、それを今こうやっているんだよということを、やはり情報公開とかオープンにして上げるべきだと思うんですよ。その辺はどう考えていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、お答えします。

まず、毎月1回は、現場の吉無田の旧のんびり村のほうに行って巡回をしております。見に行っております。そしてまた、そこでユンボが入っていたりとかトラックが来ていたりしたら、そこで中の管理者等に聞いて、そのあたりを、「今、これは何で行っているのですか」という情報をうちのほうで収集しております。それを県にも、上益城振興局にも伝えて、その対応あたりを上益城振興局と協議しているところであります。

それとあとは、地元の住民の方も嘱託員定例会の前には寄ってもらって、区長たちに来て、その情報共有を行ってまいりました。

○6番（田上 忍君） 情報共有を行っていたということですけど、今回陳情に上がったのは区長さんの連名ですね。じゃその区長さんたちは、そのときいなかったということですか。知らなかったということですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、土地が若干の移動がありまして、そのことを区長さんたちにお伝えしたところです。お伝えしたところ、何かの動きというか、町でもそれに対してそれを止める方法はないかということで、今回陳情が上がったということです。

○6番（田上 忍君） 私も、前回の選挙が終わってから、吉無田問題はどうなるか、ずっと見守ってきました。私も実際中を見に行ってきました。建物は確かに建っていません。あとは樹木をたくさん植えられていたと思います。ただ、下のほうに何か祠が建っていました。これは何なのかは、担当者、中の方に聞かないとわからないんですけども。何かしら動きがあっているなという感じは受けます。

そういうのがある中で、3年前に町民の方はもっといろいろな情報を発信して、危ないよ、吉無田が危険だよ、何とかせにやいかんと動かれました。でも選挙が終わった途端、ぱったり止んでいる。そしてここにいる議員さんもいろいろな情報発信されました。でも、選挙が終わった途端何にもやらない。何かちょっとおかしいかなと思っています。ただ選挙の道具に使ったんじゃないかなということで、そう感じるころもあります。これについては、答えはどうでもいいんですが。

あと、水が危ないと言っていました。これについては、何か考えていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

旧のんびり村周辺の井戸というのがございませんで、町では水質検査というのは行っておりません。

○6番（田上 忍君） あと今、のんびり村の中で井戸が掘られているということですけど、今幾つ掘られていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 会社から今町に報告があっているのは1カ所です。

○6番（田上 忍君） あと、のんびり村近辺というか、吉無田には幾つかの牧場があります。牧場の下で水質検査、そういうのはやっていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 基本的には水質検査というのは、会社もしくは個人の方がやられるということで、町で水質検査をやるということはありません。ただ、町内でポイントを決めて、年間1回程度は、その検査を保健所で実施をさせていただいているというところですよ。

○6番（田上 忍君） ではまず、水質検査はどのあたりの水を調査しているかということと、あと結果としてどうだったか、その辺を教えてくださいませんか。

○環境保全課長（緒方良成君） 旧のんびり村周辺に関しましては、その周辺では浅ノ藪地区に井戸を持っておられる方がいらっしゃいますので、そこでは水質検査は行っておりますが、内容については、これは保健所で行っておりますので、こちらに検査のデータというのは上がってきません。

○6番（田上 忍君） 皆さん今安心して飲まれているから、そんなに大きな問題はなかったかと判断しますけれども。

あと、ちょっとうわさによると、牧場の下の方の川で奇形の魚が出たとか、そういう話も聞いています。そういうのは聞いたことはありませんか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

そういう情報はこちらには上がってきておりません。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

あと、旧のんびり村ですけど、ため池というか、池があったかと思いますが、この水はどこから取られるか、これは見られましたか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

旧のんびり村の大きな池、石垣でできた池という形によろしいですかね。はい。

実際あそこは、私が行ったときには空の状態では全然なかったみたいに思いました。

○6番（田上 忍君） 私も3年前に行ったときには水がたまっていて、水はたしか上から流れている小川というか、そこから取られて、水を引かれていたように思います。今回、1週間ほど前に私も行ったんですが、そのときには水が入っていませんでした。何でかと聞いたら、牧場によってちょっと水質が悪いということで、水は、あそこのは使えないということで言われていました。

ということは、今後、あそこで、あの池に水を使うということはどうなっていくか。きっと井戸を掘られると思うんですね。だから今後その辺は何か考えますか。どうされますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まず今の、その小川の水を引っ張っていらしたということで、それが今は水質が悪いということで、もし水をためるのは、今考えられるのは井戸だと思います。そのときには町に必ず届け出が必要ということで、そこが正式に届け出については、私たちがチェックをして、何で必要なのかとか、そういうことで、今現在40ミリ1本掘っていらっしゃるということですけど、今後それが2本、3本と増えてくる可能性もありますので、それには注意して私たちも見守っていきたいと考えております。

○6番（田上 忍君） ぜひそこは注意して見ていってほしいと思います。やはりあそこに岩があって、今まで池を造って庭を造っていたということなので、絶対水は必要だと思うんです。汚れた水は使えないということであれば、もう地下からあげるしかない。その辺を今後認識しながら見守ってほしいなと思います。

さっき景観条例は、里地里山法によって何かやっていくということですが、あと、3年前にこういうチラシ、多分皆さんの家庭に全部配られているから見ていらっしゃると思うんです。この中に、吉無田問題に対する解決策案というのが出ているんです。こういうのを、多分言ったら見てないと言われるかもしれませんが、こういうのを見て、確かにいいことを書いてあるなと思います。

ちょっと読み上げると、まず、町長の呼びかけによる町民集会の開催、今回買い占めとか、そういう土地の購入とか行われているから、そういうことに対してなんですけれども。それから2番目に、協議会による開発反対看板の設置、これ看板設置は町ではできないと思いますから、住民の方とかを巻き込んでこういうのをやったらどうだという意見かと思えます。3番目に、法的な規制ができない開発指導要綱を環境条例に格上げして制定する

こと。4番目に、旧のんびり村の敷地内にある町管理の里道の町道への登記や使用制限、河川沿いの使用制限などやったらどうかと。それから、5番目に、町民の合意に基づく旧のんびり村周辺の町有地化、これは町による買収となっていますけど、これはちょっと難しい問題かと思えますけど。

こういう5点の解決策案とかが出ていますので、こういうのも参考にして、いいものはいいでどんどんやっていかれたらどうかなと思います。

とにかく、最終的にこの吉無田問題、陳情の回答が最終的に出されていくかと思えますが、どのような方向に向かって解決策を考えておられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まず、地域の方の、吉無田に住んでいらっしゃる住民の皆様の意見を、なるべく町も取り入れまして、それを検討して、地域の方々、御船町すべての町民の方々が安心して御船に住んでよかった、また吉無田に住んでよかったと、生まれてよかったと、そう思われるような施策をとっていきたいと考えています。

○6番（田上 忍君） ぜひ吉無田を守るために一生懸命やってもらいたいと思います。また、最終的には陳情の結果を、どういうのが出てくるか楽しみにしておきたいと思います。

では次に、町営住宅関係のことですが、たくさんの町営住宅が被災しまして、今修復が行われているかと思えます。その中で、さきの議会で、玉虫団地の工事が遅れたという話があったと思えます。この理由は何だったのでしょうかね。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

玉虫団地においては、5つの工区に分けて災害復旧工事を施行したわけではありますが、この中で、工事をするに当たっては、内部の内装の復旧工事等があります。そういう場合において、どうしても住民の方々がその住宅に住まわれながら、復旧工事を進めていくという状況があります。それに伴いまして、住民の方たちの御都合です、それから内部の補修を行います関係で、立ち会っていただいたりとか、そういった住民の方たちの協力が必要になるわけです。そういったところで、住民の方たちのそういう日程の調整等に時間を要したということで、工期の延長がやむを得なかったというところがあります。

○6番（田上 忍君） 玉虫団地は中原団地と違って、住民の方が住まわれて、そして工事をするためには中の物を移動しなければいかんと、そういう大変なことがあったかと思えます。住民の方も結構ですね。ということは、住民の方は絶対そこに立ち会うというか、鍵を開けてやらなければならないということがあったんですね、きっと。

次に、今中原団地の改修が行われているかと思えます。この改修内容というか、工事内容、どのような改修をやっているか、これを教えてください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

中原団地については、町としても非常にいろんな災害復旧事業を投入しながら復旧を図って進めているところですが、まず、先ほどの玉虫団地と同じように、建物の内装関係、それから外壁関係です。そういった災害復旧工事、それから外部の設備工事といえますか、水道の復旧、下水道の復旧、そういったものも関連していきます。そういった工事も行います。

それからもう1つ、再三いろんな説明の中で出てきますが、大規模盛土造成地滑動崩落防止対策事業、この工事が第1期工事と第2期工事の2つに分けて復旧工事の実施をいたします。それから敷地内のがけ崩れに対する対策工事が行われます。これが災害関連地域防災がけ崩れ対策事業と申しますが、こういった工事も行います。

それからもう1つ、これは熊本県が行うものでありますが、災害関連緊急傾斜地崩壊対策工事、こういった5つほどの工事を組み合わせて中原団地の復旧を進めるということで、事業を遂行しているところであります。

○6番（田上 忍君） 全体的にはわかりました。ただ、中原団地の中の家の、建物の工事について、教えてください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

建物の中については、内装といえますか、当然建具の調整等もありますし、場合によっては取り替えも生じる場合もあります。また内壁、内側の壁のひび割れとか、そういったものもありますし、タイルの部分の修復、あるいは取り替え、それから外壁のひび等もあります。そういったもの、それから床が、地盤の状況によっては歪んでいるような箇所もあります。そういったものも復旧していく。あくまでも、先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、考え方としては原形復旧というのが基本的な考え方でありますので、そういったところで作業を進めているところであります。

○6番（田上 忍君） では、具体的に聞きますが、まず畳はどうされるんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

畳についても、雨漏り等が生じたところはかなりあります。そういう箇所については、畳も当然取り替えが必要なこととなりますので、そういった対応をすることになります。

○6番（田上 忍君） 全世帯の全部の畳を取り替えるというわけではないということで判断していいんですね。

それと、先ほど床がどうだこうだとありました。床がぶよぶよしているところも結構あるかと思います。このあたりは原形復旧ということでちゃんと直されるということでもいいですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

床についても、経年劣化といいますか、そういったもので損傷というか悪化したものについては、対象から外れるかもしれませんが、あくまでも地震によって、あるいは雨漏り、そういったもので床が損傷したものについては対応することになります。

○6番（田上 忍君） すると、床がぶよぶよするというのは、ちょっと判断が難しいところがあるということで、わかりました。

あと、家が傾いている、大きく傾いているところは今回27戸の中に入っていると思いますけれども、解体ということで進むかと思います。ほかの解体以外のところで傾いているところもあるかと思います。それとあと、3階建ての鉄筋のところも傾きとかはないのでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

建物、RC構造のものについては、そういった建物のひずみ、あるいは傾き、そういうものはほとんどなかったと思います。ただ、木造だったりそういうもので、若干地盤が動いた関係でひずみが出ている分については、ジャッキアップ等で対応するような箇所もあったと思います。

○6番（田上 忍君） 今あったと言われましたが、今やっている最中なので、これからもやるところもあるということですか。

○建設課長（松岡秀明君） ちょっと言葉が、表現が悪かったと思いますが、今現在復旧を進めているところですので、これからそういった箇所については対応が必要になると考えております。

○6番（田上 忍君） 家の傾きについては、完璧にフラットにできるかといったら、それは難しいものがあるかと思います。中の人に住んで違和感のないようなところまでは持っていつてもらえると思っていいですか。

○建設課長（松岡秀明君） 当然災害復旧ですので、従前の復旧の形状に復旧をして、通常の

生活が営まれるというか、そういった形には復旧することになります。

○6番（田上 忍君） はい。あとは駐車場なんですけども、以前からもともと駐車場が使いにくいというところもあったかと思います。アスファルトのところがあって、その後自分たちの玄関まで行く間、ここは土になっていたと思います。もっと使いよように、の修復とか、こういうことはできないんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

再三申し上げて申し訳ないんですが、原形復旧というところでの工事になります。ですから、そういったプラスアルファ的なのというとなれなんですけど、そういう工事については、別に単費の対応での検討をせんといかんと思いますので、そういうことについては、今後状況を見ながら、予算の都合もありますけれども、そういうものの中で対応できるものについては対応していく必要があると考えております。

○6番（田上 忍君） まずは原形復旧ということで、それは理解できました。でも今課長の考えとしては、これから必要なものはやっていかなければいけないということで答えられました。ぜひ次の課長にそれも引き継いでいってほしいなと思います。

それから、あと、先ほどの玉虫団地それから中原団地、この建築関係、設計関係です。前の議会で町長は、地震直後に見に来てくれた業者に依頼したとありました。もう一度お尋ねします。そういうことでよろしいですか。

○町長（藤木正幸君） 最初にあそこに見に行っていた業者に頼んだというわけではないと。

あくまでも災害復旧ですので、災害復旧の中において、ちゃんと指名業者の中から選んでいるということです。

○6番（田上 忍君） では、前の議会では、町長の回答はうそだったということですか。町長が答えましたよ。

○建設課長（松岡秀明君） すみません、私から、そのことについて、私の認識している範囲でお答えしたいと思います。

そのことは、たしか御船台団地あるいは玉虫住宅です。そちらのほうの宅地耐震化といえますか、大規模盛土事業、そういった工事に関する調査の段階です。それをたしかそういった形での依頼をしたということのように認識をしております。

○6番（田上 忍君） 私は前の議会でも今回も、そういう土木関係は言っていません。建築を言っています。建築についてはどうですか。もう1回はつきり教えてください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

建築に関する、先ほどから答弁をいたしております災害復旧工事関係につきましては、これはあくまでも町に指名願いが提出されておる業者を指名した上での指名競争での入札で対応しているところであります。

○6番（田上 忍君） では、前回町長が答弁した内容は、あれは間違いだったということですか。町長、どうですか。

町長は、前回答えた内容は覚えているでしょう、自分で言ったことだから。だから、そのときはちゃんと、自分の中でそうだと思ったから発言してくれたのじゃないんですか。今日こうやって、何で話し合っ、回答が出てこないんですか、おかしいですよ。

○建設課長（松岡秀明君） 私が認識している範囲内で、またお答えをさせていただきますが、多分発災直後、とにかく緊急に、もう応急的な修理をしないとイケないような箇所がありました。その当時です。そういった箇所については、応急的な修理を業者に依頼をした経緯はあったと認識をしております。

○6番（田上 忍君） それはもうそれでいいと思いますよ。ただ、今回のこの中原団地もそう、そして玉虫団地もそう。では、ここの設計業者はどこですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

先ほどから私がお答えしておりますのは、町営住宅の建物の災害復旧工事についてが指名競争入札ということでお答えをしております。この町営住宅の妙見坂・辻・玉虫団地等の設計業務、災害復旧工事の設計業務については、随意契約での対応をしております。

○6番（田上 忍君） だから、そこの業者は、最初に見に来てくれたところに頼んだということで、町長は答弁されていますよ。これはどこに頼んだのですか、どこの業者ですか。業者名は出せないんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

業者の名前は、九州テクノ株式会社ということです。

○6番（田上 忍君） その工事代金は幾らですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

妙見坂・辻・玉虫団地の工事管理委託が1,479万6,000円、それから、今申し上げました妙見坂・辻・玉虫団地の災害復旧の実施設計業務委託が270万円ということになっております。

○6番（田上 忍君） あと、中原団地もお願いします。ここも同じ業者でしょう。

時間もないから、後でそれは教えてください。3つとも同じ業者ですよ。それで、ここは随意契約したということは、最初に見に来てくれたからそこに頼んだ。これは前回町長が答弁されています。今、業者名を聞きました。これはある議員の親族会社じゃないんですか。これは町長と何か変な関係があるんじゃないんですか。そういうふうに見られますよ。最初からそこに頼もうと思って見に来てもらっている。そして、全部そこに出した。違うんですか。

○町長（藤木正幸君） 議員の親族会社だからといって、そこに来てもらって、そこに全部発注したというような裏の手を使うことは絶対ありません。あの災害時の中で、この町の中で、早急に見に来ていただいて、一生懸命頑張ってもらったということは承知しております。はっきり申し上げます。議員の親族会社だからといって、そこを優位に扱ったことはありません。

○6番（田上 忍君） はい、そこは信用しておきます。でも、こうやって熊本地震だからといって、私はいろいろ言われましたよ。地震だからといって特別扱いはしないと。これだけ一緒でしょう。違いますか。

次行きます。今までは設計の話をしました。今度は工事です。玉虫団地と中原団地の工事の、これは入札がっております。これは情報公開されているから下にあります。見ました。落札率は大体どれぐらいですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

大体、玉虫団地が98.99、98.88、大体98.99とか、そういった99%近くの落札率ということになります。

中原団地が、大体というか、落札率は92.59%、失礼しました99.92%です。大体そういった落札率になります。5つの工区に分かれておりまして、99.22%、98.98%、99.88%、99.55%、99.47%、大体こういった割合での落札になっています。

○6番（田上 忍君） 玉虫団地は99%より手前かちょうどのつたぐらいと、中原団地は99%の、もう大体後ろのほうですよ。何でこんなに違うのか。もうほとんど100%に近いですよ。何かちょっと疑惑を持たれるような落札だったんじゃないかなと。何か事前に話し合いが行われて、そういうことをやられた疑惑も持てないかなと思います。

今後、いろいろ入札が来るかと思います。そして、不落に落ちないようにやらないか

けないけれども、でもやっぱり町の税金でやるわけですから、無駄遣いはしないように今後やってほしいなと思います。

○建設課長（松岡秀明君） 先ほど、中原団地の設計関係の業務委託について質問がありましたけれども、これについて、業者は九州テクノ株式会社ということになります。それからもう1点ですが、中原団地の工事の建屋の内装工事の災害復旧の内容のことで、畳のことでお尋ねになったと思いますが、畳の張り替えについては、全戸の畳の張り替えが査定で認められているということになりますので、そういった畳替えについては全戸実施をするということになります。

○6番（田上 忍君） 中原団地の設計の数値は、出てないですか。出てなかったら後で願いたいします。

いろいろお尋ねしました。ちょっと厳しいことも言いましたけれども、これで一般質問を終わります。

○5番（福永 啓君） 一般質問をいたします。

まず、先立ちまして、今日は、昨日が3月11日、東北大震災、東日本大震災からちょうど7年目を迎えました。東日本大震災で亡くなられた方に心より哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方すべての方に心よりお見舞を申し上げます。

熊本地震からの復旧・復興における課題の現状及び対応についての質問をいたします。熊本地震発生から、来月で丸2年を迎えます。この2年間で復旧はかなり進んだ部分がある一方で、なかなか進まない部分も多々あります。また、昨年3月に復興計画が発表され、今議会でもその復興計画を盛り込んだ総合計画が議会に上程されていますが、復興後の町の姿、復旧・復興の現状が私を含め町民の方々にわかりにくい部分があるように感じています。熊本地震被災から3年目の予算審議に当たり、3年目の予算に当たる来年度の当初予算を審議するに当たり、農業、商工業の復旧・復興、公共土木災害の復旧・復興、被災者生活支援の現状と被災者生活再建の道のりについて、町がどのように認識し、課題があるとしたら、それをどのように解決していこうとしているのかお聞きします。

また、町の仕事は熊本地震からの復旧・復興のみではありません。学校教育・社会教育を含め、震災復旧・復興にかかわらず行わなければならない町の仕事が、震災によりどのような影響を受け、どのような課題が生じ、その課題をどのように解決していこうとしているのかも併せてお聞きします。

個別の質問に対しては質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の御質問にお答えします。

熊本地震から復旧・復興における課題の現状及び対応についてお答えします。

最初に、今回の御質問にあった農業の復旧・復興についてお答えします。農地や道路・水路等の農業用施設の災害や農業用倉庫や畜舎等の被災が基幹産業である農業に重大な影響を及ぼしています。現在国の補助事業である農地等災害復旧事業や被災農業者向け経営体育成支援事業等に取り組んでいます。

事業の進捗については、関係機関の協力を得ながら取り組んできました。しかしながら、年度内の完了が困難な案件もあり、事業の繰り越しについて、国・県との協議を行っています。

次に、商工業の復旧・復興についてですが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により、御船町ではオール御船恐竜の郷復興プロジェクトを平成29年3月17日に結成し、110事業所、71グループで補助金を申請し、企業再生に取り組んでおられるところです。

次に、公共土木施設の復旧・復興につきましては、熊本地震及び豪雨災害は、査定件数384件、決定額29億6,300万円となりました。工事の発注については、通行等に支障となる道路から優先的に発注を進めてきました。今後もその方針により進めていくこととしています。

次に、被災者の生活再建の支援としては、復興基金を活用した4つの住まい再建支援事業として、リバースモーゲージ実施助成事業、自宅再建実施助成事業、民間賃貸住宅入居支援事業、転居費用助成事業を行っています。現在申請件数は合わせて184件となっていますが、支援を行う中で、被災者から土地を探しているが見つからない。年金収入のみのひとり暮らしで将来に不安がある。ペット等を飼える民間賃貸が見つからないなど、さまざまな相談が寄せられています。このような方々に対して一人一人個別支援計画を作成し、ささえ合いセンターと連携し、被災者の生活支援や生活再建の支援を行っています。

最後に、学校教育施設につきましては、校舎を含めて教育環境の復元に全力を挙げています。社会教育施設につきましては、カルチャーセンターを使用するすべての事業を中止しましたが、平成29年5月8日より研修室、第1会議室、クラブ活動室、茶室、児童室の一般貸し出しを開始しました。スポーツセンターは現在使用が再開されており、町民グラウンドにつきましてはこの秋には使用できるように整備を急いでいます。

また、地域コミュニティの核となります公民館や集会所につきましては、移転や改築、新築、修理等の計画が進んでいるところもあり、完全に復旧しているとは言えない状況にあります。

○5番（福永 啓君） 概要は了解いたしました。

それでは、まず商工業被害についてお伺いたします。商工業の被害、総額について、町はどのように試算されておりますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

商工業の被害総額は、商工会の平成29年度1月現在の調査報告によりますと、建物被害326件の約149億5,400万円、その他の被害で、車両、機械、備品等で363件の約19億円で、被害総額689件の約168億5,400万円と想定しております。

○5番（福永 啓君） 商工業費は168億円ですね。これはあくまで試算ですが。そのような被害、これはこれまでどのような方法で復旧・復興を図っていらっしゃったのでしょうか。そして、その進行具合、そのあたりはどのように町は把握していらっしゃいますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

先ほど町長より答弁されましたように、グループ補助金を利用して、御船町ではオール御船恐竜の郷復興プロジェクトで申請を行い、その手続きの補助と事業展開のサポートとしまして、昨年11月から地域おこし協力隊が3名加入されまして、オール御船恐竜の郷復興プロジェクトチームの御船町の復興を促進し、産業活力の復活、被害地域の復興、コミュニティの再生及び雇用の維持を図ることを目的にされており、事業内容としましては、復興イベントの事業、恐竜を生かした事業、災害の記録継承事業、雇用維持・創出の事業、ホームページ事業、以上5項目の事業に取り組んでおります。グループ会員の連携協力により事業の再生と、さらなる復興に向けて日々精進されるところです。

なお、事業費としましては、3月1日現在で110構成員が71事業で、約26億円の事業費を申請され、約20億円の採択を受けております。

また、県内でオール御船の団体は共同事業で選考して事業されており、高い評価を受けておられます。昨年同様、昨年に引き続き、今年4月8日、日曜日に交流ギャラリーで第2回の復興祭に向けて準備を進められております。

○5番（福永 啓君） グループ補助金で26億円ですよね。それは、町から一切入ってなくて、国から来たものになるわけなんですけど、これ以外にも、先ほど168億円となりますと、農業

と一緒に、いろんな補助事業等があるのではないかなと思います。

実は皆さん御存じない方も多いと思うんですが、商工業にも農業と同じようにいろんな補助制度があるんです。それについて、町としてどのように周知徹底をされてきたのでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

御質問の周知につきましては、商工会と連携しまして、これまで御船広報、それとホームページ、それと回覧等で周知しており、昨年9月に最終的に回覧を行いまして、追加申請の周知を行っているところです。今後の課題でもありますが、商工会を中心とした新しい制度の周知徹底を図り、事実再生に向けて、町としても発信していきたいと思っております。

○5番（福永 啓君） 私も商工業者でもあります。そこで感じましたのは、この認識とか周知に差が非常に激しいということなのです。それと、やはり農業と同じように個々の抱えている事情が、課題が、これは全然違うということなのです。やはり御船町における商工業、これを解決するためには、商工業者が個々にどのような問題を抱えているか、そういうようなことを把握するような調査を行って、分析して、個別の問題・課題に即した対策はどのようなものがあるのか、町としてもそれが打ち出せないのであれば、こういう制度があるとか、紹介とか、そういう細やかな対応が必要ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

今後、未加入関係の事業所につきましても、引き続き商工会と連携しまして、企業再生に向けて、商工会の加入促進も併せまして推進しまして、企業再生、個別の調査・相談等の対応についても、できる限り対応してまいります。ただ、全面的に行うことは人的、財政的にも難しいところがございますので、その点は難しいかなと考えております。

○5番（福永 啓君） いったんそれを離れまして、今度は農業被害の復旧現状について伺います。

農業の被害額、復旧現状、これを端的に説明をお願いします。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

まず、熊本地震及び豪雨災害による農地及び農業用施設の被害報告件数としましては、約3,000件の報告が上がっております。被害報告額としましては約43億5,000万円となっております。

おります。現在の復旧状況としましては、3月末現在で62%の契約率となっております。
また、約70カ所につきましては、今年3月末に完了する見込みということで、約14%の進捗状況ということです。

○5番（福永 啓君） この農業被害の中で、最も深刻な問題はどのようなものだと町は認識していますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

深刻な状況ということではありますが、今工事の発注は行っておりますが、なかなか災害復旧事業に時間を要しているということで、営農に支障を来しているという状況であります。特に中山間地域におきましては、まだ水稻の作付けができない地域もあり、全力で早期復旧に取り組んでいるところです。

○5番（福永 啓君） ちょっと写真をお示しします。この2枚の写真、これは日向の現状と震災以前です。左側が日向の今です。震災直後ではないんですよ、今です。そして右側、こちらのほうが十数年前、もう20年近い前の現状です。このように、今現在でも復旧にはほど遠い状況とは言えるのでしょうか、ここの場所に関しましても。これが個別にいろんなところが崩れていますよね。ここはこう、ここのところは崩壊している。ここは耕作放棄地になっているとか、そういうところがそれぞれ何が原因で復旧できないのか、このような状態になっているのか、総合的に把握はしていらっしゃいますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

全体的な把握という御質問ですけれども、こういった農業災害につきましては、申請主義ということもありまして、約3,000件の報告がありました。国の災害復旧事業につきましては約1,000カ所、また熊本地震復興基金を活用した事業については、現在約300カ所ほどの申請が上がっておりますので、約1,300カ所ほどはこういった事業を使ってできるのかなと考えています。

ただ、3,000件の報告の中で、残り1,700件ほどとかなりますけれども、そこについては、なかなか今後復旧が難しい状況にはなってくるかと思えます。ただ、要因としましては、この申請ということで、これは各農家の営農計画に基づいて申請をされるということになります。その中で、申請がなかったというところにつきましては、まず原因として、被災した農地が生産性の低い農地であったと、いろんな耕作の不利な条件の農地であったということ。それとやはり、事業に取りかかれば受益者負担金が発生するということにな

ります。それと、これも深刻な問題ですけれども、農家の高齢化、担い手不足といったのが影響して、もともと営農規模の縮小を考えられていたといった、そういったいろんな要因が重なって、今回申請には至ってないという部分があるのかなということで、一応担当課としては分析をしているところです。

○5番（福永 啓君） これにはいろんな原因があると担当課でも思っているわけですね。

話を先に進めまして、公共土木災害、これはいかがですか。公共土木災害の場合、農業や商工業と違い、すべて町が維持管理している部分の災害ですので、ある程度正確な被害状況が把握できているのではないかなと思いますが、公共土木災害の、先ほどもちょっとありましたが、29億円ですか、被害額と復旧状況。これがすべてということによろしいのでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

先ほどの町長の答弁の中にありましたけれども、査定、熊本地震における熊本地震災害と、それから梅雨前線豪雨災害、この2つの災害が関連してあるわけですけれども、これについては、先ほどありましたとおり、査定件数が384件、決定額が29億6,300万円ということで決定をしております。

現状としては、今発注の状況としましては、現在まで264件の発注が完了しております。金額ベースとしまして23億8,303万9,000円の査定額について発注が完了しております。進捗率としましては、発注率にしまして、金額ベースとしまして80.42%、件数ベースとしまして68.75%というところで、進捗をしているところであります。

○5番（福永 啓君） しかし、やはりどうしてもこれがすべて、全部里道から公共用道路から町道以外のところまで把握しているかといえば、やはりそれでも全部ではないと思うんです。一部残っているところは多々あると私は認識しております。

あと、生活者支援、被災者です。被災者生活支援・生活再建の現状及び課題、このあたりを御説明いただきたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 被災者生活支援・生活再建について、現状について報告します。現在御船町では仮設住宅で生活されている方が、2月28日現在なんですけれども、建設課の仮設住宅に364世帯、933名です。みなしの仮設住宅に315世帯、803の方がいらっしゃいます。災害公営住宅の建設については約100戸を予定しておりますが、そのほか木造の

仮設住宅の利活用を検討しておりまして、災害公営住宅と併せて、町営の被災者向けの生活再建の住宅として今考えているところであります。

○5番（福永 啓君） 災害公営住宅の建設なんですけど、現在は一丁目と上野のほうで進んでいると。あと1回整理してもらってよろしいですか。1回、議会の中では説明してもらったんですが、まだ議場で皆さんに整理できていませんので、どこはどこに造って何戸ほど、何月頃にできる予定とか、そういうのも簡単に整理していただきたいと思います。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今現在の災害公営住宅の現状について、説明をさせていただきます。まず、上野地域におきましては、古閑迫地区に木造を10戸建設することで今進めております。これについては、2月22日に地元説明会も実施しているところであります。今後の予定としましては、5月上旬頃から宅地の整備に着手をすることとしております。完成時期としましては、平成31年3月を予定しております。

それから、一丁目地区については、RC20戸を建設することで今具体的に進めております。5月上旬ぐらいから、現在既設の倉庫がありますが、その倉庫の解体に着手をしまして、この住宅の完成時期としましては、平成31年9月頃を予定しております。

また、用地等についても、失礼しました、建設について具体的な内容が未決定の箇所がありますけれども、まず災害公営住宅の建設候補地としまして小坂地区に20戸を計画しております。それから、一丁目地区につきましては、先ほど申し上げました箇所とは別というか、隣になりますが、第2期工事としまして15戸程度の建設を予定しております。これについては、土地の不動産鑑定等の評価が完了しております。ということで、用地の売買契約に今交渉を進めているところであります。

また、小坂地区につきましては、現在埋蔵文化財の包蔵地区に指定をされているということから、試掘調査を実施しているところであります。具体的な建設工事については、早急に着手をしたいということで進めております。

それから、高木地区におきましては、現在土地について、用地について、地権者の方から土地の売り渡しに関する承諾を得ております。ということで、不動産についての土地についての鑑定評価を実施しまして、用地の売買契約の交渉に入ることとしております。

それから、木倉地区におきましては、今年度中には用地の選定を完了したいというところで今進めているところであります。

また、災害公営住宅の仮申し込みを1月22日から2月28日までの期間において、仮申し受付を実施しました。その関係で、現在予定をしております100戸という整備計画戸数であります。これを上回るような申し込みがっております。そういうことで、この整備戸数について、あるいは用地の問題にもつながっていきますけれども、その辺で改めて整備計画については検討・見直しをする必要があると考えているところであります。

○5番（福永 啓君） 今のお話を聞きますと、仮設の入居期間が1年間延長されましたよね。その範囲内ではすべての災害公営住宅、さっきちょっと触れられましたが、木造仮設の再利用、これが延長された1年では難しい状態じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

木造仮設住宅の利活用につきましては、どの団地を残すかの検討を今している最中であり。現在は仮設住宅として入居者がいらっしゃるため、これは非常に難しいというのが今の現状です。

○5番（福永 啓君） 今お聞きしたのは、1年の仮設の入居延長がされました。その1年の範囲内では、とてもすべての木造仮設を含め、災害公営住宅が建ってしまうのは難しいのではないかなと思うんですが、いかがなのでしょう。今のお話だと難しいと思うんですよ。そしたら、どうするのかということもお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今の現段階では、1年間の延長が認められているところではあります。その次にまた延長ができるかということは、県と国の協議ということになってくると思います。町としては、無償な応急仮設住宅の提供が再建の妨げにならないようにすることに留意しながら、本当に必要な方が住むところがなくならないようにしなければならぬと思、今考えております。

そのためには、個別の再建の状況を把握していき、その状況を県に伝えまして、県から国へ協議をしていただき、仮設住宅入居者が恒久的な住宅への移行見通しが立つまで、延長ができるようにしていきたいと今考えております。

○5番（福永 啓君） 阪神大震災でも仮設がなくなるまでには5年です。東北では7年経った今でもまだ多くの仮設が残っています。これは何かできない限り再延長はやむを得ないかもしれませんが、さっき課長がおっしゃったとおり、やはり長期間無償の応急仮設住宅

を提供し続けるということは、逆にやはり自立支援の妨げになる可能性もあるということは、事実だと思います。個別にやはり、ここの方はなぜ自立できないんだろうか、どうしていけないんだろうかということ、先ほども農業のときも商業のときも言いましたけど、調査をする必要があると思います。一人一人の個別調査が必要。

さっき答弁の中でもありましたが、そのあたりはささえ合いセンターで担当していただいているように思いますが、いかがでしょうか、すべての仮設入居者に関しまして、個別の支援計画、それはもうできていますか。

○福祉課長（道山敏文君） 町から委託してあります地域ささえ合いセンターを中心に、個別支援計画がほぼでき上がっております。

○5番（福永 啓君） このように、仮設入居者に関しましては、ささえ合いセンターで個別支援計画ができています。だからこそ、個別の事情が把握できて、この人はこういう理由があるから自立できないということ把握できている状態だと思います。

一方で、同じく町が管理している町営住宅のうち、ここで再三指摘しておりますけれど、耐久年度を大きく超えた超老朽化した町営住宅、中には半壊判定のものもあります。そこにお住まいの方々についても、これは早急に生活再建、安全な場所で生活再建をしていただかなければならない方々だと思うんですが、この方々の個別の生活再建計画みたいなものはありますでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

議会の中においても、これまで再三というか、たびたび指摘を受けております、老朽化した町営住宅にお住まいの方々につきましては、またこの中で、特に半壊の判定等を受けられた住宅にお住まいの方々に関しましては、個別に町から訪問をいたしまして、住居に関する事情をお伺いしながら対応しているところでありますけれども、そのうち数件の方々においては、別の住宅に転居という形をしていただくことについて了解をいただいているところでありますけれども、それ以外の方々に関して、その方々に特別に調査をしたりとか、あるいは今御意見がありました個別の支援計画的なものを作成したりということは、今のところ行ってないところであります。

○5番（福永 啓君） 半壊の方には個別にされた。しかし、7カ所ぐらいありますよね、超老朽化した木造です。その中には答弁にありましたけど、半壊しているところと一部損壊のところがあるんです。しかし、両方とも誰が見てもこれは危険性が高い町営住宅であ

ることは間違いないわけです。しかも、町営住宅の目的自体が、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備しなければならない。安全というのは入ってないんです。これは当たり前だから入ってないんです。安全かつです。安全なものを提供すると、それすら今の現状できていないところがやはりあるわけなんです。しつこいと思われるかもしれませんが、やはり地震でこのように私たちが、想定外のものを想定しなければならないことを痛感したわけなんです、今回の熊本地震で。しかし、私が、どうしても今そこにある危機を、「ああ、今頑張っとるね」と、「でもしょうがないね、そういう人たちがのかつさんなら」と、これで放置することが私はどうしてもできないんです、何回も言っていますとおり。

このような認識自体は、これは私個人のものではなくて、やはり認識自体は町執行部及び議会も当然共有しているものであると思うんですが、執行部としてこのような認識、これはいかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

このことは、今議員から御意見、御指摘をいただいたことに関しましては、当然町としましても認識をしております。町営住宅、町が管理するものであります。ですから、そこに入居される方々には安心して生活ができるというのが大前提でありますので、その辺のところを十分改めて確認をしながら、認識をしながら、今後においても対応していきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 今まで町が何もしなかったわけではないんです。十分知っています。

また熊本地震後、担当者の方も何回もいろんな、一生懸命努力されている姿も見てまいりました。しかしやはり、さっきも言いましたけど、頑張りました、町としてやりました。ただどできませんでしたでは、やっぱりもう済まない状態であると思うんです。

先ほど言いましたとおり、個々に生活再建が、そういう危険で文化的ではない住宅に住んでいらっしゃる方がなぜできないかと、これは個々にいろんな事情があるんです。やはりそれについては、個別にどういう事情があるか調査をしなければ前に一步も進めない。そして、そのためにも、課のみで抱え込んでほしくないんです。私も前回も何回も言っています。いろんな方がいらっしゃいます。民生委員の方、区長、ボランティア、そして私たち議員もいろんな形で、これは喫緊の危険を除去するという、大変町として基本的な役割ですので、そういう話し合いを持って、そして個々に対してはどのようにしたらいいか、どのような役目を、町ができないんだったら、個々の方たちがどうすればいいかというこ

とを話し合う場を設けていただきたい。ぜひ、対策会議ではないですが、そういう関係者の方々が集まって、対策会議ではないですけど生活再建会議、そういうことを設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今も御指摘、御意見がありましたとおり、町としまして、担当課としまして、こういった老朽化が進んだ町営住宅にお住まいの方々への生活再建、今後の安定、安心した生活ができるよう、そういったことに対する助言、お願いです、そういうこともやってきたところですが、町の担当課のみではなかなかその辺の、入居者の方々の細々な生活の状況とといいますか、そういった状況に関する情報が非常に少ないところがあります。

そういうことで、建設課としまして、民生委員の方々、あるいは区長、そういった方々の御協力をいただきながら、入居者の方々の生活を支えていきたいという考えを持っておりますので、今御意見をいただいたようなことについては、早急な対応を検討したいと考えています。

○5番（福永 啓君） 早急に、これは本当に喫緊の課題ですから早急にそのような場を設けていただきたいと思います。

一方、私が言っているのは、本当に喫緊の課題なんです。次が待っているんです。平原住宅、東禅寺住宅、このあたりも、これは老朽化して、とてもさっき言ったように、安全でも文化的でも健康的でもないところなんです。これについても、次が待っているわけなんです。そうしますと、ここに関しても生活を再建していかなければいけない。出すのが目的じゃないんです。その方たちの生活なり、文化的な生活を再建すると、被災生活から、それをしなければならない。

そのためにも、前回もちょっと言及がありましたが、やはり建替事業等も、具体的な計画の検討が必要になると思います。今はどのような手段を使っても、そういう喫緊の危険を取り除き、次を見据えて、次は計画ですよ、建て替えとかになりますから。それについても、早急な具体的計画も講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

このことにつきましては、当然今の議員の御意見のとおり、町としても早急な、喫緊な課題としてとらえているところであります。そういう中で、今後において、これから今のところ、まず平成28年の熊本地震に関連する災害復旧に全力を注いでいるところでありま

すけれども、今後においては国の社会資本総合整備交付金事業という事業がありますが、そういった事業をフルに活用しながら、町営住宅の建て替えも含めて、具体的に検討を進めていく段階にあると思います。

○5番（福永 啓君） 超老朽化に住んでいらっしゃる町民の方々は、これはまさしく被災者なんです。半壊の方も住んでいらっしゃる。一部損壊か、できるだけ早急にその方たちとすることをお願いいたします。私もできる限り、これについては協力いたします。

これを含め、今回の熊本地震なんですけど、町民生活そして御船町の、先ほど言いました農業、商工業、公共土木災害、これは未曾有の被害を生じさせました。今までのお話でもわかるとおり、いろんな問題が横たわっていますが、やはり問題解決の方法というのは、もう基本は1つだと思うんです。多様な問題があるんだというのはやはり、どのようなところかという、個々の抱えている問題を正しく認識して、それに即した対応をすること。これがすべての基本だと思うんです。

御船町というところは、住民に一番近い実状がわかっている基礎自治体となります、県や国と違って。しかも御船町の規模であれば、個々が抱えている問題・課題です、それを個別に把握するような調査を行って、分析して、個別の問題・課題に即した対策を打ち出すことが可能であると思うんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

このことにつきましては、今回の熊本地震において、さまざまな問題が発生をしております。当然災害復旧をはじめとして、そういった課題に一つ一つ町としましても執行部としましても対応しているところでもありますけれども、その反面、すべてのこういった課題に個別調査あるいは個別の対応を、一つ一つを問題解決に向けてクリアしていくことは当然必要なんですけれども、なかなか人的な面あるいは財政的な面から見ても非常に難しいところがあります。その辺のところは御理解をいただきたいところではありますが、可能な限り、このことについては、町としても対応を進めていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 実は私も同意見なんです。町がやるべきことは山積しているんです。超老朽化住宅です。この問題以外にも喫緊かつ最優先で当たらなければいけないこと、これは山ほどあります。その問題を解決するためには、やはりどうしても、何が問題なんだと、その根本がわからなければ解決策というのはないんです。しかし、現状では町がすべてそれをやることは非常に難しい。

先ほどのこの写真見てみます。この日向の写真ですけど、この法面が崩れています。そういうところが、なぜ、じゃあ耕作放棄されているところなのか。さっき課長が言われました。いろんな理由が考えられると。じゃあこの面はどこなんですか。ここはなぜなんですか。これが一つ一つわからなければ、やはり3,000カ所で、3分の2ほど、今の計算でしたら3分の2ぐらいは、このまま放置されてしまうということになりかねないんです。これは阻止しなければいけない。これも喫緊の課題です。

このような問題にしても、じゃここはどのような問題があるんですか。ここはどのような問題があるんですか。それがちゃんと台帳に起こして、それを解決するためにはどうしたらいいんですかと、そういうことをしなければならぬと思うんです。しかし、さっき言いましたとおり、被災した被害額です、これは莫大です、100何億円ですか、商工業。農業でもわかっているだけでこれだけ。それが町に降りかかってくると、町の事務量というのはこれは何十倍にもなると思うんです。職員は増えました。2倍まで増えましたか。2倍まで増えてはいないと思います。そういう何十倍もの、何十年分もの、やらなければならないことが増えて、そして決められた査定の期間というのはたった1年です。それを全部できるのかと。町の役場の力だけで、これを全部できるんですかね、本当に。いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今おっしゃった意味のほう、国に伝えてまいりますけれども、現在町としても職員で対応をとっております。しかしながら、災害において私が思うには、自助という部分があります。自分で物事を起こさなければいけないという部分で、自助ができないから公助でお願いしますということで、支援制度等を願って、住民対町の対になって今事業が進んでいると思っております。

反対に、それが批判となるのが、公でできないから自助にお願いしますよということで、今度は逆に公対自という形で、また対になってきているというのが現状じゃないかと思えます。今町として行っている事業を率直に進めていくためには、やっぱり共助という力、自助、共助、公助の共助という力、これがやはり必要になってくるんじゃないかと思えます。やはり自分の力ではできない。だから地域の方、一緒にやりましょう。そのためには公で何かできませんか。公でできません、地域のほうで考えてもらえませんか。それが自のほうに移っていくという、この協力体制が今後行わなければいけないものになってくるのではないかと思います。そのために、私たちはやはり今後気を引き締めて情報を発信し

ながら、地域とのつながりを、もう少し進めなければいけないかなという反省を含めて、今思ったところです。

○5番（福永 啓君） 御船町は復興が遅れておるねという声も町内でよく聞かれます。事実そういう部分もあるでしょう。しかし、私も益城とか南阿蘇とかに実際に行って、そのの方々とお話をしてまいりました。そうすると、やはり隣の芝生的なものも多々あるんです。だから、隣の町では「御船がよかね」と言われたこともありました、何回もです。やはりそれほど今回の熊本地震という災害ではどの市町村でも、被害が大きい市町村では相当な被害を受けて、大きな問題を抱えざるを得ないんです。では、大きいからもうしようがなかたいと、3,000カ所ばってん、2,000カ所はもうしようがなかたい。ほっとくしかしようがなかたい。出ていかっさんなら、あそこも危険のまましようがなかたいと、それでいいかという、やっぱりこのままではいいということには絶対ならないんですよ。やっぱりせにゃいかんことはせにゃんわけです、熊本弁で言えば。

ではどのようにしてするか。さっき町長がおっしゃいました。共助、公助です。だったら、町ができないんだったら、できるところでやればいい。できる方法を探せばいい。人が足りないじゃないですか。私は人は足りないと思います、やろうと思ったら。1例として、藤木町長になってから地域おこし協力隊が入っています。これは自治体によっては、1つの自治体に40人とか50人とか入っているんです。中山間部にも、平坦部にも、いろんなところに増員すればいいんじゃないんですか。そうすれば、その地域で、この日向の調査をしてもらったりとか、そういうことだってできるんじゃないんですか。

これは1案ですけど、そういうふう大幅に増員していく、そういうことについては、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 福永議員の質問のとおり、現在地域おこし協力隊の活用につきましては、町として進めております。ただし、町の地域おこし協力隊を導入する方針としましては、非生産的な公務員としての身分は、3年後の定住及び自立の阻害となる可能性もあるため、町と協力隊の間には雇用関係を持たずに、町が設定したミッションの活動に対することと今現在しております。

遠いところから御船町に来ていただき活動していただくので、単なる人材派遣的な考え方ではなく、地域おこし協力隊の期間満了後、3年後に定住していただくために、このような方針を今とっているところであります。町の方針に合致するような受入団体があれば

導入を検討していきたいと考えております。

また、募集の状況なのですが、現在、NPO法人愛郷吉無田と水越活性化協議会が募集を行っており、本日現在で各1名ずつの募集が今上がっているところです。

○5番(福永 啓君) 制度の周知をもっとする必要があると思います。「地域おこし協力隊で何だろう。何しよつとや、あの人たちは」という考え方、「うちには何で来らっさんと。あそこには何で来らっさんと」と。あなたのところにもちゃんと、受入先があれば、そういうミッションがあれば、町としては積極的にやっていますよ。山に限らず、平地に限らずです。要綱の中にいろんな例が挙げられています。できない仕事って基本的にないんですよ、地域おこし協力隊には。個人で、農業の跡取りでやっていらっしゃる方もいらっしゃいます。伝統工芸の跡継ぎとしてやっていらっしゃる方もいらっしゃいます。そのような人のほうが、入った後が定住のほうが簡単という方もいらっしゃいます。私は100人でもいいと思います、冗談抜きで。そのように、制度上は可能なのですから、100人であろうが200人。200人というのは難しいかもしれないんですけど。

応募して来てくれるかという問題もありますけど、少なくとも、町のさっき言った趣旨に沿った受入先があれば、募集はしますよと。どんどんこういう形で地域、そういう地区でもいいですよ。そういうところで受け入れるから来てくださいねみたいなことを周知して、各地域から、「いや、うちもください」という話が出ればいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) 先ほども言いましたように、現在は地域おこし協力隊のミッションとして町が行えるものについて、受入団体と協議の上募集を行っているところであります。さっき福永議員も言われた他の自治体においては、役場内を勤務先として雇用されている例もあるのは十分に理解しております。今後、この雇用形態を検討しまして、できるだけ積極的に受け入れていきたいと考えております。

○5番(福永 啓君) 受入形態はあくまでも町が考えるわけですから、そのような民間の受け入れ、役場の中の受け入れも全然構わないと思います。できるだけ積極的に受け入れていていただきたいと。

また、地域おこし協力隊以外にもいろんな制度で、地域おこし協力隊、これはすべてが交付金、しかも特別交付金です、特定財源が付いてくるという、非常に町にお金がかからない制度です。このほかにも同じような制度が幾つもあるんです。やはり人材復興の基本

は人だと思っんですよ。その次はお金です。前回議会でも提案しました、町長もおっしゃいましたよね、クラウドファンディング的ふるさと納税、これはまだやられてないように思います。さっき棚田の問題がありましたよね。これは棚田復興プロジェクトとかいって、プロジェクトを打ち出せばいいじゃないですか。それに幾らかかります。だから、お金をください。もしこれにお金を出してくださった方には、ここで採れたお米をあげましょうとか。そしたら、地域貢献プラスこの、お金を出した人は地域貢献ができる。そして町としてはお金を使わずにこの復興ができるかもしれない。

そのように、町の課題解決、これにどんどんそういうクラウドファンディング的ふるさと納税を使われればいいと思っんです。さっき私が出したのはほんの一例です。町内の業者の方ですとか町内の方々から募集すれば、いろんなアイデアが出てくると思います。そんなくまくいかないかもしれないんですよ。しかし、これはくまくいかないからやらないでは、もうゼロですからね。これをやったからといって損はないわけですから。とりあえずやってみるといったらやっていただきたいと思っわけです。なぜなら、10億円単位で集まっているところが、地震がなくても10億円単位でふるさと納税が集まっている市町村は結構多いんです。御船町は地震があつて1億円です。地震がなくて1億円稼いでいるところもいっぱいあります。

このように一日も早くクラウドファンディング的なものを進めていただきたい。「うわあ、これ企画立案に人が必要だね、足りないね」といったら、さっき言うたごと、人だったら役場の中に協力隊だっていいじゃないですか。これができないと決める必要はない。できないというふうにはなつてないんですから、町で必要なところに入れればいいんです。

そういうふうには、クラウドファンディング的ふるさと納税もどんどん進めていただきたいと思っんですが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） これの御船町版のクラウドファンディングにつきましては、システムづくりとか体制づくりを検討する必要があると思っしますので、それを検討しながら、御船町としてもクラウドファンディングは進めるべきだと考えております。

○5番（福永 啓君） それのほかにも指摘しました。さっき商工業のときにも指摘しましたよね。このほかにも、いろんなことに使える補助金というのは山ほどあるんです、実は。クラウドファンディング的ふるさと納税制度以外にも、予算を確保する方法、これは町ができなかつたら民間、お願いしますと、予算はくくやつて確保ができますよという形で、

民間の団体、いろんなところに直接そこに業務をやってもら。ちょっと考え方を変えん
ですか。町民を信頼してもらって、町民にやらせてもらおうと。そのように、さっき言った
みたいに、ぜひ町ができない、すぐやらなければいけないこと、これに関しましては、予
算とか人を付ける努力とか、付ける工夫をして、実際町の団体とか、そこにやってもらえ
るならやってもらう方法もこれはできると思いますよ。ぜひそういう方法を積極的に進め
ていただきたいと思います。

最後に、これは重要なんですが、時間が短くなってしまったので、町長と教育長一言ず
つお願いしたいと思うんですが。学校教育です。社会教育をはじめ、さっきも言いました
が、今回の震災では大きな影響を受けました。

先日、私東北に行ってお話を伺ってまいりました。今もまだ、7年前なんですが、町が、
言ってしまうと工事現場になっています。しかし、あと恐らく5年もすれば、そこはきれ
いに全部何かできてしまうんでしょう。お金をかければ町並みはできるんです。熊本城も
お金はかかりますけど、20年後には元に戻ります。一番大事なのは、その土地に、そこ
にソウル、魂があるか。町に文化とか芸術があって、そこに町並みがきちっとできるかと
いうところが難しいという問題だということ、東北でお話を随分いただいてまいりまし
た。やはり中身を作って、そこに魂を入れなければ意味はございません。その中身の部
分というのが、町がいつもやっていた、震災復旧にかかわらないソフト部分だと思うん
です。それがやはりどうしても、この震災によってどんどん、カットカットの方向になりつ
つあると、私も印象を受けております。

震災の復旧が最優先、これは当たり前なんです。しかし、そういう心の復旧、教育の復
旧、文化の復旧、これも震災の復旧と同時に、それは復旧に入ると思うんです。そして、
実際復興にはその復旧こそが大きな力を発揮するのではないかと考えています。

これについては、町長、教育長、一言ずつ、どのような所感をお持ちかお伺いしたいと
思います。

○教育長（本田恵典君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘の心の復旧、特に子どもたちにとっての心の復旧は、まず震災のトラウマか
らの脱却ではないかなと私自身思っています。いまだに夜は怖いとか、あるいは1人にな
るのが怖いといった子どもたちがいるのも事実であります。こうした子どもたちの心の叫
びに耳を傾け、そして心を解きほぐして、災害に立ち向かうたくましい子ども、それから

思いやりのある子どもを育成するために、今後とも、道徳を中心とした心の教育に力を入れたいと思っております。

また、文化なくして復興なしという御指摘は、まさにそのとおりであろうかと思っております。文化的・芸術的な行事を通して、子どもたちに、そして町民に、心の安定や安らぎを提供することは、震災からの創造的な復興を支える上で欠かせないものであると考えております。

また、多くの町民の皆さんがカルチャーセンターの開館を待ち望んでおられることから、その思いを強く受け止めているところです。

しかしながら、学校教育施設や社会教育施設の震災からの復旧、環境整備等がまだまだということもあり、来年度当初予算において、文化的な教育事業や自主文化事業の幾つかを諦めざるを得なかったことも事実であります。そんな中、一昨年は中止せざるを得なかった自主文化事業でもある、子ども英語劇を平成29年度は復活をさせ、ロビーであるホワイエで上演し、拍手喝采を受けました。センターの環境整備が一段落しましたならば、復興としてのほかの自主文化事業の再開も視野に入れなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、創造的復興としての文化の重要性につきましては、十分認識しておりますことをお伝えしておきたいと思っております。

○町長（藤木正幸君） お答えします。

議員がおっしゃるとおりに、文化は人の心、そして人の魂だと私も理解しております。人が優れた文化や音楽、演劇など、そういった芸術的なものに触れることによって、人の心というのは興奮し、そして前に進もうという思いが出てくるのではないかと考えております。

しかしながら、今教育長が答弁しましたとおり、やはり施設が厳しい状況にあった。そして、今復興の最中にあるということで、復旧期から復興期にかけて、今から動いていくわけです。数年後には、この文化的事業として行うことによって人の心が復興に近づいていくのではないかと考えております。

ということで、熊本平成音楽大学と提携を結ばさせていただきました。そのとき私がお話しした中に、御船町にやはりオーケストラを作りたいという思いを伝えました。やはりこういった御船町全体で音楽を楽しめて、奏でる、そういった雰囲気作りをまず行って、いつの日か復興の機首を上げるためにこの音楽隊というものを行いたいと思っております。

○5番（福永 啓君） 東北ではやはり同じなんですよ。ものがなくなっちゃったんです。体育館もなくなった。ホールもなくなった。できなかった。だから「ああ、しまったな」と、あのとき何かの方法でやっておけばよかったなということを思っている方はたくさんいらっしゃいます。NPO法人、役場の方もそうです。そのときにいろんな方が入ってきて、実際今でもやっています。遊びかと言われることもあるそうです。しかし、それは確実に復興に結びついていると、私はそういういろんな芸術家の方が活動されたりとか、民間でやられたりすること、そういうこともできますので、いろんな形で、物の復興及び心の復興、それをともに今、この復旧期になし遂げていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（田端幸治君） お諮りします。午後1時まで休憩をしたいと思います。

お知らせします。この後12時30分から委員会室において議会運営委員会を開催します。集合をお願いします。

それでは、午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休 憩

午後1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○1番（清水 侑君） 1番、清水です。一昨年4月の熊本地震、6月の豪雨災害では、町には甚大な被害をもたらしました。町長はじめ、職員の皆様には日常の業務プラス復旧・復興に向け全力で取り組んでいただき感謝申し上げます。

ある被災者の方が、お洒落することも忘れ、着の身着のまま同然だったけど、今日はよそ行きを1枚買って、紅も差したよ。少しずつではありますが、被災者にも明るさが出てきておるように思います。「この頃役場に行くとなあ、窓口も明るうなって、笑顔で対応しなはっとな」と言われました。やっぱり笑顔は庁舎から発信していきたいものです。

本題に移ります。1月26日、消防団幹部の方々とあおぞら会議にて、現状について意見交換を行いました。その中で、消防団員の減少で運営にも支障を来す団や班がある。平成9年には618名だったが、現在は429名です。広報や交友関係への勧誘はしているが、なか

なか思うように進まないのが現状ですと、切実な訴えがありました。

町として、消防団の統廃合について、どのように考えているか。

2つ目、消防団の待遇改善として、団員の年金や保険など町が補助する考えはないか。団員のヘルメット、手袋または救助活動に使うチェーンソーなどの道具はそろっているか。

そして、大きい2つ目に、防災訓練について。自主防災組織や消防団と連携し、町全体や地域ごとに防災訓練を行う考えはないか。

以上の点について、質問いたします。詳細については、質問席で行います。

○町長（藤木正幸君） 清水議員の御質問にお答えします。

1、御船町消防団について、お答えします。

まず、消防団の統廃合につきましては、将来的には必要となる地域があるのではないかと考えております。また、現状を考えますと、火災をはじめとする災害時において、地元で現役の消防団員がいないということは、地域において重要な問題だと考えております。そのため、今後は災害時のみに限定して活動するという機能別消防団員制度の導入などを検討することとしておまして、その候補として現在の自衛消防隊や消防団員OB等を考えているところであります。

次に、消防団員の処遇改善につきましては、来年度、一般団員の年報酬を1万6,800円から2万円へ増額するよう、条例の改正案を提出しているところであります。

消防年金や保険などへの補助につきましては、制度上認められているものには、その制度を利用しているところであります。それ以外の具体的な補助につきましては、現在のところは考えておりません。

さらに、消防団の装備につきましては、平成30年度において、全団員425名分の耐切創手袋を購入し、できるだけ早い時期に配布したいと考えております。また、チェーンソーなどの救助のための資機材につきましては、現在消防庁が行っている消防団無償貸付車両の救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車を要望しており、3月下旬にはその結果が判明するものと思われまます。要望どおりにいけば、最短で12月頃から車両の引き渡しがあると予定しております。

2、防災訓練についてお答えします。災害時には町、消防団及び自主防災組織が連携することが重要であると考えております。平成30年度において、熊本県防災訓練が計画され

ておりますので、御船町においても、その訓練に参加できればと考えております。

また、平成31年度には防災行政無線の運用を開始することとなっておりますので、防災行政無線を使用した訓練を計画したいと考えております。それぞれの地域ごとにつきましては、消防団と自主防災組織が連携し、定期的に訓練が実施できればと考えているところ
です。

○1番（清水 陳君） 一昨年の地震の際、ある地区で全壊した家屋がありました。そのときに、道具がなくてどうするかと、そういったときに区が所有していたチェーンソーを借りて、そして救助に当たったという班がありました。その班の中で、できるならばエアージャッキとかガラスを触っても切れない手袋などがあつたらなど、そういう話もありました。

そこで今町長が申されましたように、少しずつそうやってそろっていけば大丈夫かなど。チェーンソーとかはそんなに高くはないと思います。山間部には大抵の家庭にチェーンソーはありますのでどこからでも借りられますが、平坦ではそんなものはそろえてないと思います。それでも、今町長がおっしゃったように、ちゃんと消防庁から貸し付けるものがある、平成30年度頃にはちゃんとそろうだろうということで、安心いたしました。

それから、消防団への年金のことですけれども、消防団の年金とかは何か率のいい年金制度があるみたいですね。消防団の話によりますと、非常に率のいい年金だと、こういうものを全員がかたればいいなど。全員かたって、町から半分でも補助していただけたらいいなどということがありました。

それで、その消防年金について、どうお考えか、お願いします。

○総務課長（吉本敏治君） お答えします。

今、消防団の年金のことですけれども、毎年、夏の夏期訓練の際におきまして、消防協会から出向いていただきまして、いろんな制度の説明等は行ってもらっております。その中で、団員の年金制度についての説明があるんですけれども、今現在、その年金に加入しているのは、消防団員全員ではありません。これはあくまでも希望者ということです。本人の掛金も当然必要となってまいります。本人の掛金と、その一部を直接的に補助するというのはなかなか困難なことだと考えております。

そういう制度の説明はしていただいておりますので、実際に加入している団員もいらっしゃると思います。できるだけ将来に備えるという意味では、厚生年金や国民年金、公的な部分もありますけれども、あくまでもそれは私的な部分ということでとらえていただければと

思います。ですから消防団員につきましては、必要のある方については、なかなか返ってくる年金も結構あるということも聞いておりますので、そういった説明をしながら、そういった加入促進等を行っているところであります。

○1番（清水 陟君） どのくらいの加入率でしょう。

○総務課長（吉本敏治君） 今ここに資料を持ち合わせておりませんが、そんなに多くはありませんでした。20名弱ぐらいだったと記憶しております。

○1番（清水 陟君） わかりました。なるべく勧めて、多くの団員が加入されるよう申し添えます。

それから、今回の予算で、消防詰所それから倉庫など8カ所上がっております。この中において、地域の団員とか地域の方々と話し合っただけで造る予定のところとか、そういうところを話し合っておられますでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 御存じのとおり、詰所や格納庫につきましては、地震の影響でかなりの部分の損傷を受けておりますけれども、その後、各分団から情報提供をいただきまして、各班も含めてです。その後、いわゆる建物の被害状況も調査をしております。その中で、今現在使えるもの、あるいは修理すれば使えるもの、あるいは半壊になっているもの、そういったものの仕訳も行ってあります。その中で、分団や班として、今後詰所や格納庫をどうしたいかということは話し合ってもらっています。さらに、その中には、区長にも入っていただいて、どうするかということを決めていただくようにはしています。

その中で、ある程度見込みが立ったものについて予算化をしていると。平成29年度において、2件発注をする予定としております。そして平成30年度につきましては、先ほどおっしゃったように8カ所の部分を今予算化しているところですがけれども、用地がうまい具合に進めば建てられるというところもあるかもしれませんので、当初予算計上分、それからそういった進捗がうまい具合に図られていくところについては、今後補正予算等でも対応して、できるだけ早く元の姿には戻したいと、こういうふうに考えているところです。

○1番（清水 陟君） 前向きな答弁でありがとうございます。

さっき聞き漏らしました。町長が言われたんですが、団の統廃合のことについて、もうちょっと詳しくお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） 消防団の統廃合につきましては、先ほど町長の答弁では、将来的には必ず必要になるところが出てくるのではないかと。特に山間部を中心に、中山間地域

を中心に、そういったところが出てくるだろうと。既に2分団につきましては、もう統合しているところでもありますので、今後もそういうところが出てくる可能性は高いと考えております。

一方では、嘱託区の再編問題もあります。ですから、双方なかなか切り離して考えられないところもありますので、地域にとっては非常に密着した問題でありますので、やはり嘱託員、区長を交えながら、話をしていく必要があると思います。そういったこともありますので、一気に進むとは考えていないんですけれども、消防団や各区の理解が得られるところ、またその必要性のあるところ、そういったところを探りながら進めていくべきだろうと考えているところです。

○1番（清水 陳君） 災害が起きる、起こらないにかかわらず、消防団員が地区にいるというだけで安心・安全に暮らしていけるといっても過言ではありません。一昨年の災害時にも、自分の仕事は顧みず、昼夜を問わず活動してくれました。おかげさまで犠牲者も最小限に食い止めることができたと思います。自治体の消防団です。消防団には本当に活躍していただきますので、うんと目を向けていただきたいなと思います。そして、いろんな整備も不自由なくしていただきますよう強く要望いたしておきます。

それから、時間が経ちますと災害も風化してしまいます。風化を防ぐためにも訓練は必要だと思います。大々的にしなくてもいいと思うんです。避難所の運営の仕方とか、連絡の仕方とか、小さなことからでもよいと思います。防災行政無線がない御船町には今まで本当に危機管理が少し劣っていたかなと、そういうふうに考えます。

今度防災行政無線ができれば、もう少しはスムーズに災害時にもちゃんとできると思います。本当に、御船町が一番、この危機管理が遅れていたんじゃないかなと。防災行政無線も、私が議員になって一番に質問した事項でございました。それが15年経ってもまだできませず、やっとこの頃できるということで、安堵いたしております。

以上の点を踏まえまして、行政には頑張ってくださいなと思います。これで質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第14号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第2、報告第14号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（藤川博和君） これは確認ですが、地震に起こる事故が相当発生しておりますけど、あと未解決は何件ありますか。そしてまたいつ頃解決できますか。

○総務課長（吉本敏治君） 熊本地震等の影響によりまして、いわゆる災害の影響によりまして、まだ損害賠償が確定していない、解決をしていないという案件は、今のところ1件と認識をしています。それ以外については、もうほぼ、また今後出てくる可能性はありますけれども、1件は残っているというところであります。

○7番（藤川博和君） この事故における損害の保険金です。どのような支払いの仕方をされていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 市町村の総合賠償保障保険に加入しております。予算化もして、掛金を掛けているわけですがけれども、事故が発生して町の管理瑕疵の部分あるいは相手方の注意不足の部分、そういったところを含めて示談が成立しましたら、町の会計に、その相手方に賠償すべき金額が振り込まれます。そして、その後相手方に振り込むという手続きで今行っているところです。

○7番（藤川博和君） 保険料は一応町の会計に入ってから、町から被害者の方に、相手方に払われるということですね。わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（岩田重成君） 関連でございますが、今回も2件のこのような事故が発生しました。なぜこのような事故が発生するかと申しますと、やはり一昨年地震のおかげだと思っ  
ている次第でございます。特にこの提案理由の中で、町道のパトロール不足が原因と書いてありますが、私は職員で、この町道をパトロールすることは大変難しい問題だと思います。特に町道につきましては200件ぐらいあります。そういう中で、再度区長、地元のことは区長が一番わかっているんです。区長に再度自分の地域は大丈夫かということをして1回連絡をして、そして区長に徹底的にお願いしてはいかがかと思いますが、どうでございましょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今御意見をいただきましたことにつきましては、12月の囑託員の定例会の中でも、各区長にはお願いをした経緯があります。今回、たしか産業厚生常任委員会の中でも、そういった点についての御意見をいただきました。

ということで、これは4月になるかと思いますが、たしか囑託員の定例会がまた計画を

されると思います。その中で、改めて各囑託区長にお願いをしたいと考えております。

○13番（岩田重成君） ぜひともお願いをしたいと思っております。

それから、せんだって建設課長に申しあげましたが、上野保育園、あそこの入口、これが大変傷んでおります。特にあそこは老人ホームまた仮設住宅、保育園と、1日に多分何百台と車が通ります。私、今朝もちょっと見てきましたが、大変傷んでおります。せんだって修理をしていただきました。しかしながらまた同じでございます。多分ここは事故があると思います。ぜひとも再度検討して、そしていち早く修理をお願いしたいと思います。

○6番（田上 忍君） 今回の理由に、道路災害復旧工事の不備とありますけど、ここの説明をもうちょっと詳しくお願いします。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これにつきましては、ちょうど県道と町道とが交わるといいますか、町道から県道に出るところになります。町道の部分が急な坂になっておりまして、県道のほうが大体水平というか、そういう状況の中で、そこの接道する部分にこういう段差が生じております。そういう関係で、車が町道のほうから下りてくると、その角度によって前のほうの車のバンパーの下のあたりが県道のほうに接触する、そういった現象が発生して、こういった事故につながったものであります。

ということで、その辺については、県とも協議をしまして、今後そういうことについての、再度の発生がないような形での対応をするように協議を県としているところであります。

○6番（田上 忍君） 復旧工事の不備ということは、何かちょっとしっくりいかないんですけど、町が10で。その工事業者というか、その工事は誰か検査したわけですね。そういうところにも責任というか、いかなるものですか。とにかくちょっと疑問なので、そこを教えてください。

○建設課長（松岡秀明君） これについては、災害復旧工事の不備というか、今申しあげましたように、県道と町道との接道する部分ですので、結局、ちょっと言葉の表現が適切でないような気もいたしますけれども、そういう関係での事故の発生ですので、復旧工事に、言葉の表現がちょっとまずいのかなと思いますが、復旧工事が適切でなかったという意味合いのものではありません。

○議長（田端幸治君） ほかに。

○11番（沖 徹信君） 今の関連ですけれども、検査はやった、これは町が検査したんですか、  
県が検査したんですか。

○建設課長（松岡秀明君） これは、実際にいうと、県道の部分に車の前方の下の部分が、底  
の部分が接触したものです。ですから、災害復旧の検査自体は当然工事も適切に行われて  
いるということで、適切に検査も済んでいるものであります。

ですから、その辺のところについては、先ほども申し上げましたけれども、県との協議  
を今進めているというか、協議をしたところであります。

○11番（沖 徹信君） それでは、その車というのは改造車ですか。改造車でなかったら、普  
通走行して当たるといふことは、それは管理がいかんといふことで、工事自体がいかんとい  
うか、どういう設計をして、どういうような施工で、入札してやったのかです。その車  
が改造車で、下のほうに落ちるような感じだから、普通の道で行っても当たるといふよ  
うな何ならば、補償する必要もないわけですよ。そして、今言われるのは、そこは県道と  
いうならば、県が賠償すべきでしょう。町が賠償すべきではないんじゃないんですか

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

その辺のことについても、県とは直接協議も進めた結果でありまして、なかなか県もそ  
の辺が、こちらからの協議に思うように応じていただけなかったような経緯もあります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 今の説明もちょっと納得いかないんですが。それよりももう1つは、  
これが例えば人身事故につながるようなケースも、やっぱりこういう原因で出てくると思  
うんです。岩田議員との関連ですが、例えば嘱託員あたりが、地元の町道の部分について  
はお詳しいと思いますので、嘱託員会でぜひ取り上げてほしいということを重ねて要望す  
るわけですが、その際の、ただ届けるというか、口頭で連絡をするばかりではなかなか徹  
底しないと思うんです。だから、ぜひそういう箇所を書き出すような、あるいはもっとス  
ムーズにいくような手段といいますか。例えば帰ってから気付いたとか、そのときには報  
告しなかったけれども、実際最近気付いたところが出てくるとか、そのあたりまで含めた  
ところでおかないと、命にかかわるような問題だろうと思いますので、そのあたりを  
ぜひ何か具体策を協議して、嘱託員会で提示してほしいということです。

それから、県との協議を進めた結果ということで、こういう形で、どうして本町がこう  
いう過失を認めて補償しなければならないかというのは疑問に残ります。

それから、もっとさらに言うならば、この道路災害復旧工事の不備が一因、表現がということでしたら、やっぱり表現を、私たちが読んですぐわかるような形にですね。これはどなたが、そしたら、建設課で出された分ではないんですか。

○建設課長(松岡秀明君) 建設課からこの議案としては、事故の状況説明はしたところでは。

その辺が、災害復旧の不備という言葉がちょっと適切ではないと、私は思うところなんですけれども、その辺については、確認をさせてください。

○議長(田端幸治君) よろしいですか。はい。

質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第15号 専決処分の報告について

○議長(田端幸治君) 日程第3、報告第15号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(田端幸治君) 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 報告第16号 専決処分の報告について

○議長(田端幸治君) 日程第4、報告第16号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(田端幸治君) 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第17号 専決処分の報告について

○議長(田端幸治君) 日程第5、報告第17号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(田端幸治君) 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第63号 御船町総合計画第12期基本計画の変更について

○議長（田端幸治君） 日程第6、議案第63号、「御船町総合計画第12期基本計画の変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、「御船町総合計画第12期基本計画の変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第7、議案第64号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第65号 御船町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第8、議案第65号、「御船町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、「御船町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第66号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第9、議案第66号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第67号 御船町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第10、議案第67号、「御船町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯英君） 職員の定数を150人から170人に20名増員するという提案ですが、現在職員数は何名でしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 3月末時点で195名です。

今195名と申しましたのは、教育委員会部局、監査委員、それから選挙管理委員会、その他の委員会も含めての、町全体としての職員数という意味であります。そのうち、町長部局が今回170名に改正するという内容になります。

○4番（中城峯英君） マンパワーが不足していることはわかりますけれども、今非常に財政が厳しい中で、定数を増やすということは、財政の圧迫にはならないでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 当然職員数が増えますので、人件費は上がります。上がりますけれども、今回任期付職員等で対応をすることとしております。任期付職員と申しますのは、任期を定めて、原則3年間という任期を定めて、この復旧・復興に合わせて、そのときだけ採用したいということでの任期付職員なんですけれども、一時的に人件費等は増高はします。ただ、この災害に対応する任期付職員につきましては、他自治体からの派遣で来ていただく職員と同様、特別交付税で、その人件費の8割を見ていただけるということになっております。

○4番（中城峯英君） 170名というのは、これは任期付職員も含めてですか。正職員ではない

のですか。

○総務課長（吉本敏治君） 条例定数ですので、当然任期付職員も条例に定めて採用するということになりますので、この条例定数の中に含まれることとなります。

○4番（中城峯英君） 現在、非常勤職員とか任期付職員で対応されていますね。だから枠を広げますということなんですね。ただ、御承知のように、行財政改革で要員数を減らしたと。だから、地震があつて厳しい状況は、逼迫した状況というのはよくわかりますけれども、この地震がひと段落したら、固定費の負担増にならないようには、十分注意していただきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 今の全職員、325名というのは間違いないでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今おっしゃった325名ですか、その職員数につきましては、正規職員と再任用職員、それから任期付職員、そして非常勤職員、臨時職員と、それを全部含めたものだと思います。ただ、この条例の中には、非常勤職員と臨時職員というのは定数には含まれません。

○11番（沖 徹信君） 今の時点で、震災等々で今人材が不足と言われますけれども、今の人材以上に増やす必要があるんですか。ある部署から聞けば、人間ばかり多うして仕事はいっだんでけんという話も聞くわけです。そういう中で、何年後に何人に、3年後、5年後、何人になされますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今の段階で何年後に何人を減らすという具体的な計画はありませんけれども、先ほども申しましたように、任期付職員については、原則3年間ということでの任期を定めて採用しておりますので、3年を過ぎたら任期付職員の数は、その分は減るということになります。

またそのほかの、今災害復旧業務でかなりの予算を、その当たった職員でこなしているという状況にあります。それから、いわゆる派遣職員、これは最終的には全国の知事会にまで要望しまして、12名の要望を出しておったんですけれども、それについて実質4名ということで、不足する分を任期付職員で何とかこなしていこうという計画でおりました。当然、数年後には、この任期付職員の数は減っていくものと思います。その後毎年定員管理計画というものをまとめまして、報告をするようになっておりますので、震災前の定員管理状況の様子と、それから震災後、あと数年後のときの状況等を見比べる必要は当然出てくるものと思っております。

○11番（沖 徹信君） それでは、正職員は減らすという思いはないんですか。退職者に対して求人を減らしていくという。今は退職者より以上の求人をしているわけですね。そこら辺が財政の圧迫につながるのではないかと思うんですけども。

○総務課長（吉本敏治君） そのことも、これまでも行財政改革によって職員数を減らすというところで取り組んできておりました。その際には、退職者の数未満を採用するという格好で徐々に減らしてきたという経緯はあります。今回は、熊本地震の影響が一番大きいわけですけども、どうしても、特に事業課関係、そういったところが職員数が不足しているという状況を、毎回報告を受けておりましたので、できるだけ莫大な予算をいち早く消化をして、復旧に当たるということを前提として、こういった臨時的な措置を、対応を行っているということで、御理解をいただきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 御船町の医療費、介護保険、相当な金額に達しているわけです。そういう中で、健康づくり支援課、そこに今栄養士という方が1人いらっしゃいますけれど、今係長ですよ。その人が、係長兼務で、町民の栄養指導ができると思っていらっしゃいますか。

○健康づくり支援課長（西橋静香君） 現在、栄養士が係長を兼務しておりますので、業務としましてはかなり窮屈な体制だと思っています。非常勤で、報償費で栄養士に来ていただいたり、そういう対応をとっております。ただ、平成30年4月からが国保の広域化が始まり、保健指導というのを強化しなくてはいけなくなりますので、それに対しては、栄養士の業務というのが、係長が兼務ということでは不足すると思いましたので、国保の中の補助金を使って非常勤の栄養士を、来年度の採用していただいているところです。

○11番（沖 徹信君） 一時的なことなら非常勤でもいいんですよ。地震だから、その業務が済むまでは臨時でも非常勤というか、それでもいいんですけど、御船町の町民の健康を考えるなら、それ専門の職員というか、そこら辺は置いたが私はいいいと思いますけれども、町長はどういうお考えでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 不足しているというところでありますので、今後考えていきたいと思っています。

○11番（沖 徹信君） 町長の答弁になんすれば、今後考えるというのではなくて、今後ならいつまでですか。そうじゃなくて、こういうことはやっぱり町長の判断ですよ、職員の採用というのは。私はそう思います。だから、いつまでにはできるように頑張りますとか、

そこら辺の明確な答弁を望みますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長(吉本敏治君) 今計画をしておりますのは、先ほど西橋課長が申しましたとおり、平成30年度については非常勤職員で対応するというので考えております。平成31年度につきましても、30年度中に31年度の採用職員の中で栄養士の職員を募集するならばということで、今協議をしているというところでもあります。できるだけ実現するように、今後また話し合いをしていきたいと思っていますところです。

○11番(沖 徹信君) それは、御船町の町民の健康を考えるなら、ぜひ実現させていただきたいと思いますので、町長よろしく願いしておきます。

○6番(田上 忍君) 今回人数を増やすということで、おおよそどれぐらいの人件費がアップするのですか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

平成29年度の当初予算と30年度の当初予算を比較してみると、大体報酬、給料、職員手当、それに共済費、ここまで含めまして約8,000万円、それぐらいの増額という形になっております。

○6番(田上 忍君) はい、わかりました。

それと、今回20人増やすということは、大体どの部署に何人ぐらい付けるという、そういう計画ももうできているということかと思っていいですか。

○総務課長(吉本敏治君) その作業については、今進めているというところです。まだ具体的な、何課に何人というところまでは決めておりませんが、大まかな数字は定めておりますので、そこに対しての職員の異動を、4月1日付けでの異動を今考えているというところでもあります。

○6番(田上 忍君) 一番不足している課はどこですか。

○総務課長(吉本敏治君) これまで不足しているという原課からの申し出がありましたのは、建設課ですとか農業振興課、こういったところが、いわゆる技術系の職員が必要なところが主になっております。

○11番(沖 徹信君) 定員20名増員するとしたときに、どの課に何人増やさんから何人必要ということでしょうか。逆じゃなかつですか、おたくたちの考え方というのは。20人を振り分けるという意味ですか、それは。何人足らんけん、その分を課別に何人ずつか足らん、だから20人足りません。だから20人増員しますというなら話がわかるけれども、考え方が

逆と思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 先ほども、冒頭でも少し申しましたけれども、町長部局が、今現在150人が定数の人数となっています。町長部局が、やはりどうしても足りないということで、その中で20人増やすということに、今回改正案として提出をしているわけです。

その中で、特に建設課であったり農業振興課、そういったところを補充をしていこうというところで、170人にしておかないと、条例定数を超えてしまう可能性がありますので、そういった意味合いでの定数の改正条例の提案ということになります。

○11番（沖 徹信君） そしたら、その20人という根拠はどこから出たのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今全体の職員のバランスから考えて、それぐらいは足りないといえますか、定数を上げておきたいということでもあります。当然、定数いっぱいということにはなりません。220人が今回の改正案によって、全体では教育委員会等も含めまして220人の定数になりますけれども、定数まではいかないというところで考えています。

○11番（沖 徹信君） お金というのは、町民の税金である程度の給料でも何でも払うわけですから、そこら辺はもうちょっと慎重にしてもらわんと、足らんけん、はい、やります。はい、足らんけん入れますじゃ、それは潰れますよ、そんなことをやっていたら。

○総務課長（吉本敏治君） その財政的な問題につきましては、この人数を増やすということについては、十分企画財政課とももちろん協議をしております。予算の裏付けがなければ根拠付けができないということにもなりますので、そういった協議を重ねた上で、それから各課の要望、何よりも熊本地震からの復旧を急ぎたいという思い、そういったものを含めて今回、この定数そのものについては、条例案として提出をさせていただいたということになります。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号、「御船町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第68号 御船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第11、議案第68号、「御船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯英君） この本条例の改正は、嘱託員の意見を聞いて提案したのですか。どのような経緯で提案されるのか、教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今現在、御船町、特に企画財政課におきましては、嘱託区の再編に取り組んでおります。実際、再編後の新嘱託区に区内調整員を設置することを決めております。その区内調整員といいますのは、区の運営を円滑に行えるように、その嘱託員のサポーターという立場を担って、4年間の経過措置としております。その区内調整員への報酬を、今回条例化しまして、その報酬を支払うためには、この条例の一部を改正する必要がありましたので、今回出したものであります。

○4番（中城峯英君） 私が聞きたいのは、今現在の嘱託員の要望があつてこうするんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今、この条例に関しましては、嘱託区の定例会並びに理事会にも実はかけまして、その理事会、嘱託員定例会の中で承認していただきましたので、今回出したということです。

○4番（中城峯英君） 区内調整員というのは、必要があると認めるときとあります。だから、画一的に区内調整員を、85区全部置くということではないですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは再編を行った、その新嘱託区に対しまして、その新嘱託区が絶対区内調整員を置かなければいけないということはありません。そこで要望があれば、その区内調整員を置いて、その人に対しまして報酬を支払うという形になります。

○4番（中城峯英君） 区内調整員はわかりました。取扱人員の規定がありますけれども、この業務の割り振りです。これは区長と区内嘱託員に任せるんですか。それとも、それはお

互い話し合って決めてくださいということなのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 例えるなら、2つの今の嘱託区があります。それが1つの新嘱託区になった場合、どちら側かの嘱託員が新しい嘱託員になって、もう1人が区内調整員という形になります。ですので、そちらの地区のほうで決めていただくと、新嘱託区で決めていただくという形になってくると思います。

○4番（中城峯英君） 当面は統合した嘱託員を対象ということによろしいですか。ああ、そうですね。何か、こういうのが、私も120戸の区長をしましたが、何かややこしくなるなど思ったものですから。では、新嘱託区の統合した新体制が対象ということですね。はい、わかりました。

○7番（藤川博和君） 関連ですけど、今の嘱託員の下に区内調整員が入るとですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まず、区内調整員については、これは町の非常勤職員の特別職という形になります。町から委嘱するということになりますけれども、まず最初に、新嘱託員がいまして、その下に区内調整員がいるという形になってきます。

○7番（藤川博和君） その場合、文書あたりはどのような関係で配布されるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町から各嘱託区には、文書に関しましては、今現在の嘱託員それと新嘱託員に対して、区内調整員から、町から区内調整員に持っていくということはありません。

○7番（藤川博和君） ということは、文書関係は全部嘱託員が扱うということですね。間違いなかですね。

そうすれば、報酬に関して、このまま文面から見ますと、嘱託員が全部一応面倒見るんですね。区内調整員は調整員でまた、この平等割を出すと。区の中に二重に平等割の件が出てくるのではないですか。その点はどうですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

その新嘱託区に新しい区内調整員を置いた場合という形でお答えさせていただきたいと思います。新嘱託員にはもともと自分のいたところの均等割と平等割と、自分がもともといたところの平等割と、新しい区内調整員には、その均等割ではなくて、平等割の分だけですかね。

まず嘱託員です。嘱託員には報酬の均等割に係る戸数を含めまして、区内調整員には、その嘱託区内の戸数から当該への区内嘱託区の、すみません、嘱託員にはまず、均等割を

差し上げまして、区内調整員が統括する区域内への戸数を差し引いた分を報酬で払うと。区内調整員は、自分がかつもといたところの戸数分だけです。それと均等割の2分の1を払うということで、そういうことか今考えております。

○7番（藤川博和君） 平等割が嘱託区に全部払うわけでしょう。均等割が個別でしょう、こゝでしよう。そうすると、区内調整員も両方もらうということですね。これに関してはちよつとおかしいのではなかつたかというわけです。同一区の中に、平等割を2つに分けて払うというシステムですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 結果的にはそうなりますけれども、区内調整員は、仕事の、まず新嘱託員は町の定例会とか、そういうのに出席ということか。区内調整員は、もつとも自分がいたところの区を統括してもらうという形になりますので、もつとも平等割の2分の1は必要じゃないかなという形で今、それだけの事務が係ってくるんじゃないかということで、平等割も2分の1は付けたいということで、そういう条例を上げております。

○7番（藤川博和君） 要は、何のための区のか改正ですか。どのくらい、半分出すなら誰でも、それは嘱託員にならんで区のか調整員になるですよ、責任がないけんが。何のために、嘱託員に、その嘱託区は権限を与えらるとですか。

○総務課長（吉本敏治君） 補足的な意味も含めまして、再度説明をしたいと思ひます。

まず、3つの例えは嘱託区が1つになったということかを考えますと、嘱託員は1人と。中で、区内調整員が、もつとものか区長をされていた方を想定しているわけかですけども、一気に3つの区が一緒になるということについては、なかなか無理な面もあるかということか、当面、規則で経過措置を設けまして、当面の間、区内調整員を置くことができるかということか、たしか3年ぐらいたったと思ひますけれども、その3年間は元のか嘱託員が区内調整員として活動をしてもらえんかということかという意味か、今回の条例を、一部を替えているわけです。

その中で、均等割につきましては、3区合わせて150戸であつたら、その150戸を1人の嘱託員、それから2人の区内調整員で均等にといいますか、その管轄する人員の数によって、世帯の数によって支払うかという意味です。

それから、報酬額につきましては、区内調整員につきましては、嘱託員の半額としておりますので、全体としては、再編後の報酬の額というのは下がるかということかになります。絶対に元のか金額を超えるかことはないかということかになります。

それから、区内調整員の仕事としては、先ほどの22ページに、その職務については、第4条の第2項で規定をしておりますので、しかも、これは非常勤の特別職として公務員として任命をいたしますので、その仕事をやっていただくと。その対価として報酬を支払うという意味と考えていただきたいと思います。

○7番（藤川博和君） 理屈はわかる。平等割が二重支払いでないかということです。嘱託員の方に全体の平等割を出すでしょう。区内調整員にまた別に出すということでしょう。ここがちょっとおかしくはないかということです。

○総務課長（吉本敏治君） 23ページで少し説明をしたいと思います。

世帯が50戸の区が3区あって、その3区が1つになってスタートするということになりますと、全体の戸数は150戸になります。そうすると、150戸に対しては13万2,300円。これがお一人ということになると思います。それから、あとは50戸、50戸ということになりますので、100戸以下の半額ということで、お二人の方は6万2,500円。そういった計算になりますので、全体の、1人の、新しく嘱託員になられた方々については、管轄する範囲が広がります。しかし、区内調整員についてはももとの区の管轄、戸数ということになりますので、決して二重払いということにはならないと思います。

○7番（藤川博和君） 一番最初、二重にならない。では、嘱託区の方には自分の持った50戸だけしか来んとですか。150来るとでしょう。150戸の150でしょう。それを50、50、50あって、あと2人の方に50戸、50戸で平等割するとでしょう。違いますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

新嘱託員です、これは区内調整員のところの戸数を減らした分に対して来るという形で設けております。

○7番（藤川博和君） この報酬の第2項の、嘱託員の報酬、平等に係る戸数は、嘱託区内の戸数とすると書いてあります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今のは、2項ですよ。はい。2項に関しましては、嘱託員の報酬の平等割に係る戸数は、嘱託区内の戸数とすると。3項に、嘱託員の報酬の均等割に係る戸数は、嘱託区内の戸数から当該嘱託区内の区内調整員が管轄する区域内の戸数を差し引いた戸数とするということで、第3項で、その分を引きますよという形で、今設けております。

○7番（藤川博和君） 今のは戸数割の件でしょう。私が言うのは平等割ですよ。平等割の件

をどうするかですよ。嘱託員の戸数に全部払って、また区内調整員にも払うということでしょう。

○企画財政課長（坂本幸喜君） すみません。私の誤りです。すみません、私はそういう勘違いしていました。新嘱託区は、もし2つあれば、その2つを合わせたところの平等割という形になります。大変失礼しました。

○7番（藤川博和君） もう1回詳しく説明してください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） もし、A嘱託区が50、B嘱託区が100とした場合、総数合わせると150になります。もともと100でしたので、その嘱託員は12万5,000円の平等割を今までもらっていらっしゃいました。ところがそれが新しく150になった場合は、すみません、この101戸以上から200戸以下になると、13万2,300円に該当するということになります。すみません、私の間違いでした。

○7番（藤川博和君） そうすると、区の調整員の方にもまた払うということでしょう。ここですよ、問題は。平等割は何で二重に行きよるかということです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 平等割も、やはり4年間、しばらくはこの新嘱託区にしたときに、どうしてもこれだけ、この調整とかその必要ということで、4年間の経過措置として、やはり平等割は4年間どうしても必要だろうということで、今決めているということです。あくまでも2分の1はどうしてもうちから支払って、4年間の経過措置ということで考えました。

○7番（藤川博和君） それなら、条例にまず最初に、区内調整員の任期は4年なら4年と書いておけば筋が合うとです。これはずっと、2期2年で通るとでしょう、ずっと継続するという感覚でされるとですね。どこに、調整員の任期は4年間と書かれていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回は、条例の一部改正ということになっています。規則でこれは4年間という設置ということで設けております。

○10番（田中隆敏君） 関連することですが、それでは、今おっしゃった調整員、任期は4年、条例で決まってないけれども、任期は4年とみなすわけですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） もし新しく嘱託区再編で新しく嘱託区になったところは、4年間は区内調整員を設置して、その分の報酬を払いますということです。

○10番（田中隆敏君） まず、それぞれの各区、今の区長、嘱託員の前の段階の区長というところで受け入れるのが、大体任期が2年です、その地区によって決まっているのは、2年

です。4年1期で区長をやっている方は、85区の中に、今どこかありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私は今水越嘱託区の再編あたりにもちょっと行ってはいますが、その中では、まず1年1年ほとんどのところは大体2年という形で、区長を設置されております。

○10番（田中隆敏君） そうです。1期2年、これを2期、3期とやられて、区長を続けられて、その間、嘱託員として上がって、また2期、3期される方もおられますけれども、定義的に区長、嘱託員が4年間しますよ、しなさいよという取り決め事、規約も地区によっては作ってないと思います。2年というのはあると思います。

調整員は、では統合したところ、要するに3つの地区を統合したから、1人の方が嘱託員になられて、ほかの方が、誰かが調整員をするという理由はわかります。お金の振り分けも町から出していただければいいと思います。しかしながら、それはあくまでも少人数の戸数の集落の統合というのが基本的だと思うんです。この問題から、今回の行政の統合とか廃止とか、廃止はないけれども、議論があったと思うんですけれども。

今現在、ここに書いてあるのは、200を限度にいろいろ数字等が出してあります。平等割にしても均等割にしても、平等割のところは100、200という戸数ですよ。では200以上、300以上を超える地区というのは、御船町の中には幾つありますか。

恐らく10地区はないと思います、10は。6か7つと思います。要は、統合して、そういう2つの役員を作ると。ならば、大きいところは、今現在のあり方で区長が嘱託員を兼ねて、そして内部で副区長を作ったり村の中の役員を作ったりしながら自主運営でやっているわけです。自主運営で役員や、その手当も。嘱託員になる区長は町からの報酬を受けています。ですから多いところを、そういう申し出があれば、必要と町長が認めればということで、今文言がありますけれども、多いところの対応は何か考えておられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回の嘱託区の再編は、コミュニティの維持とか再生とか、特に中山間地域において、今のままでは、今までやっていた行事とか、そういうのができていけないと。なかなかなくなってくるということで、そういうコミュニティの維持・再生を目的としておりますので、今のところ、人口が少なかったところを大体対象としてきたと。ただ今後、その中で多いところもありまして、300軒以上あるところもあると思います。そこは今度検討していきたいと思っています。

先ほど、200戸以上というところで止まっています、これに関しても、今後そういうのも検討して行って、また上を作るのかどうか、今後検討させていただきたいと思っております。

○10番（田中隆敏君） ですから、それぞれの嘱託区においては、やっぱり嘱託区の運営の中において、非常に区民の皆さんからの区費の部分の中で運営をしているのが事実なんです。では、その区費で運営しながら、役員の手当または事業費、さまざまな形で捻出しながら、地区民の皆さんの要望を区長はかなえるようにしているわけです。そういう中で、多いところにもそういう制度を導入しながら、そういう区から出している役員の手当を、区長以外、区長にも出していますから。そういうのを軽減しながら、区で使えるような金に換えられるわけですよ、そうなる。だから、申し出、申請があつて、町長が必要と認めるならばというところの部分、これから先もしっかり検討していただきながら、いわゆる戸数の多いところも、こういう制度の中で何かいい形で作っていただけたらどうかという話です。

○5番（福永 啓君） 今回の条例提出に当たって、議会に説明がございました。これは水越がとりあえず3区を1つにしたいということで、今現在検討を進めているということでございます。そのほかに、再編の検討を進めているところはありますか。

また、将来的には、どのように、嘱託区の再編の方向性、将来的見通し、それはどのようにお考えでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今現在詰めているのは、この水越地区7つの嘱託区を3つにするというところで、ずっと会議を進めています。もともと三丁目、四丁目、五丁目あたりも進めようということで考えておりましたけれども、その分に関しましては、五丁目の区長から「もうちょっと待ってください」ということでしたので、そこは中止したところです。

今御船町、私たちが作った嘱託区再編に対する目的、そういうのに関しましては、大体今85の嘱託区があります。それを最終的には52ぐらいに持っていこうというのが目標に掲げている数字です。来年度に入りましても、新たにまた3つぐらいの嘱託区の再編を考えているところです。

○5番（福永 啓君） 3つ、どのあたりを。今お話が行われているのは水越ですね。それと五丁目ぐらいを考えたことがあるということですね。そのほかにはどのような地域を、今

3つとかおっしゃっていましたが、具体的に上げられれば上げてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 来年度は、今もうお話を進めているところなんですけれど、上荒瀬、下荒瀬が1つです。それと下迎町、上迎町、それともう1つが、三・四・五丁目を来年度に進めようというところで、今考えています。

○5番（福永 啓君） これは2つの問題があると思うんです。中山間部の問題です。本当に実際5世帯ぐらいしかなくて、そこで区長を出さんといかんと。課題としては、そちらが喫緊の課題のような気もするわけです。問題は2つあって、嘱託区とは何ぞやと。それは大体どれぐらいが適当な数なのかということですが、まず基本理念になれば、これはまだ嘱託区再編といっても、なかなか難しいと思うんです。さっき田中議員もおっしゃいましたが、でっかい嘱託区、400人もいる嘱託区、それと5世帯しかいない嘱託区、これが同じかと。なかなかそれが同じに係るのは難しいところが今同じになってきておりますので、嘱託区は、今おっしゃいましたけれども、今回は何か嘱託区の統合の話だけで、分割の話は一切出ていないということなんです。基本的には、その地域の方からありましたよね、なみきが丘の話もです。また中原団地も下辺田見から山1つ離れているわけです。それを一緒にせにゃいかんとか。そして一丁目も途中で分かれているとか、六丁目も分かれているとか、何か妙になっているところもあるわけです。

ぜひ、今回条例にはそういうのは入っておりませんが、嘱託区再編に関しましては、そのように総合的に嘱託区のあり方から考えて進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今のは、その嘱託区の中の300と400あるところだと思います。ただ、それに関しましては、私たちでも、その嘱託区に入りまして、どういう問題があるのかとか、そういうのがまだわかっておりませんので、その辺も含めまして、来年あたり、嘱託員あたりと協議をしまして、そういうのを今後どうしたらいいのかということを進めていきたいと考えています。

○5番（福永 啓君） 自治会があるところも既にあるんです。玉虫もそうですけど。そういう自治会に似た組織があるところもあります。なみきが丘もちょっと何かそれに似たような組織があったり過去にしたことがあるんですが。そういうところの自治会長とか、そういう方も入れて、地域のことはぜひ考えていただきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 先ほどの答弁だと、何か水越地区は近々統廃合が可能なように受け取

ったのですが、そこら辺はどのようなのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

水越に関しましては、8回から9回ぐらい、まちづくり協議会を作りまして、そういう方向で今進んでおります。特に、今月末にはその結果が出ると思います。今のところ、3つになる方向性で進んでいるということで、まだ最終的な決定まではいっておりません。

○6番（田上 忍君） では、いつ頃の見込みですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 水越に関しましては、7つの嘱託区を3つということで、今ずっと協議を進めていますけれど、それが本当に3つになるのか、もしかしたら2つになるのかというのは、まだ検討中で、最終的決定はなされていないというところです。

○6番（田上 忍君） だから、大体いつ頃を目途にしているんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 3月13日に会議を行います。明日です。そしてそれを再出で、今度は区にまたもう1回持ち帰ってもらって、最後は区の中の区民でも同意が出てからということになりますので、一応3月いっぱいにはということで今検討しております。

○10番（田中隆敏君） 今水越の話がありましたが、例えば2嘱託区で統合して、嘱託員と調整員と1人ずつ出ましたとなると、1人は嘱託員の報酬、1人は調整員の報酬で丸く収まって運営ができます。もし3つの嘱託区で統合して、1人が嘱託員、1人が調整員、もう1人は何員になれるのかなど。それで円満に話がつくかということです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今水越に関して、3つの嘱託区、町、田畑、粒麦、この3つの嘱託区を1つの嘱託区ということで、今話を進めています。そのうちの1人が新嘱託員、あと残りの2つに関しては区内調整員を2名置くということで、話が進んでおります。

○10番（田中隆敏君） 今の2名というのが、ここにどううたってあったのかよくわかりませんが、区内調整員は、先ほどの話じゃないけれども、戸数が多い、少ないは別にして、町長が認めれば2名置けるということです。そういうことでしょうか。2名置くという定義、定款も何もなかつたでしょうか。

だけん、あくまでも最終的には町長の判断で、必要と認めたら置けるという話です。では、私がお尋ねした部分というのは、もう既に前提からクリアしているわけです。だからそういうところもないと、この問題が、町民の方々にこうなっていくんですねとなったときに、いろいろ尋ねられたときに、私たち議員が答えるのと執行部が考えている部分は、

まだずれているわけです、今のように。話をすれば出てくると。

ですから、そういうことであるならば、こういう提案をされるときに、嘱託員の設置ということの中身の中で、もうちょっと詳しく出していただかないと、私たちが説明のしようがない。わからんで、要するに立ったんですかという話です。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これの詳細です、規則も作っておりますので、その規則に関しましても、嘱託員定例会等あたりを通じまして、報告をさせていただきたいと思います。

○10番（田中隆敏君） 議員には、この条例案の提出の内容でいいんですか。嘱託員には詳しく説明しますと今おっしゃったけん。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは、規則では、新嘱託区を再編した嘱託区ということであってありますので、あくまでも嘱託区を再編されたところに対して、こういう報酬を支払う、区調整員を設けることができるということにしてありますので、あくまでも、嘱託区を再編されたところということになります。

○10番（田中隆敏君） 私がお尋ねしているのは、そういう嘱託区の再編とか、そういう関係があった嘱託区だけではなくて、御船町全体の町民の皆さんがこう変わっていつているんですねとなったときに、私たち議員もこういうあり方でやっているんですよと。それに対しては議会で賛成をいたしましたよと、そういう説明ができる形をお願いしますということです。

○4番（中城峯英君） ですから、その嘱託区を新たに再編した場合と、この条例に書かないでいいんですか。それを書いてあれば、私も質問せんでよかったんですけど。あと、報酬の配分はいろいろあると思いますけれども、それはだから、全体に適用するかなと思ったんです。それはなかでしょう、どこにも、ある。

○総務課長（吉本敏治君） 今のお尋ねにつきましては、嘱託員については、御船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例、これはもともとあるわけです。嘱託員については、もう既に規定をしてあります。今回新たに再編のために区内調整員を設けることができるという規定を入れたわけです。ですから、これまで3つの嘱託区を1つの嘱託区にしていいんですよということになります。その代わり、もともと3つの嘱託区があったわけですので、そのうちの2つの嘱託区については、嘱託員ということではなくて、区内調整員として、

一定期間は経過措置として、これは1つの区としてうまい具合に運営をできるまでの一定期間として置くことができるとしております。規則について、その区内調整員の任期を何年までと定めようとしているということでもあります。

ですから、嘱託区の数、例えば3つだったのが1つに減ります。1つに減って、いきなり1つになるのかということにもなりますので、当分の間は経過措置として、区内調整員を置いて、そしてその3つは将来的には1つの嘱託区としてうまい具合に運営ができるようにやっていただくということでもあります。

これは、再編をすることもできるし、今のままでいっても構わないという改正の内容にはなりません。ひいては、先ほど田中議員からもあったように、では大きいところはどうするのだとか、100戸以上のところが引っ付いてもいいのかとか、そういったことは当然あると思いますので、それにつきましては各区の中で、関係する区の中で十分協議をしていただいて、同じような認識を持っていただいた上で希望していただければ、そういったことも可能かなとは思っているところです。

○4番（中城峯英君）であれば、その条例の下に規則を定められるんですか。要するに、私が言いたいのは、そこを何か明記しておかないと、何か明確にならんような気がしますけど。

○総務課長（吉本敏治君）もともとこの条例に基づく規則はありましたので、そちらの規則も、条例の改正に伴って、必要な規則の改正を行うということになります。

○2番（森田優二君） 私たちに、嘱託区の見直しということでの説明会がありました。今問題になっているのは、その説明会から若干変わっているんです。その部分と、今この中にもう1つ規定があるということですので、そこらあたりのが全然説明があってないところが、今問題というか、わからないということで議員の質問があっていると思います。

ですからやはりそういうときは、条例の改正もありますけれども、そういったところを、こういうところまで若干変わりますよというところをまず説明を、今後はお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今まで1回だけは議員にもお話ししたと思いますけれども、若干の部分、変わった部分が出てきていると思いますので、フローチャートあたりを示して、今議会の中でお示しをしたいと考えています。よろしいでしょうか。

○議長（田端幸治君） ほかに、よろしいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） すみません、フローチャートは後で、この終了後にでも、後で議員に提出したいと思っています。

○議長（田端幸治君） 理解できましたか、皆さん。

「できました」と呼ぶ者あり]

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号、「御船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第69号 御船町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第12、議案第69号、「御船町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号、「御船町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第70号 御船町公共施設等整備基金条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第13、議案第70号、「御船町公共施設等整備基金条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 町の公共施設は建物系と土木系と数多く存在をしますが、積み立てる額は歳入歳出予算において定めるとありますけれども、この膨大な金が要ると思いますが、財源は何を活用されますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回は条例を制定しましたけれど、まず平成29年度に、公共施設の災害の見舞金が入ってきております、約2,200万円程度。そのうちの200万円程度を今回この基金に積み立てたいと考えております。2,000万円です。すみません、2,200万円程度入ってきておりますので、そのうちの2,000万円を今回積み立てる財源としたいと考えております。

○4番（中城峯英君） 平成29年3月に策定されました、この公共施設と総合計画です。これを読ませていただきましたけれども、建物系も土木系も、さっきの福永議員の質問にもありましたが、町の町営住宅なんか50年、60年とざらにあります。今初めて見てびっくりしましたけれども。加えて地震被害もあって、かなり復旧といいますか、膨大な予算が必要だと思いますけれども、何か優先順位を決めて、この復興基金をこれから使って老朽化を改善していこうということなのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今御船町には公共施設、これは莫大なものがあると思います。特に、今橋梁とかカルチャーセンターとかスポーツセンター、それと文教施設です、小中学校の校舎、そのあたりも老朽化が進んでくると思います。そのための数年後の財源の一部に充てたいということで、今回毎年若干の積み立てをしていこうという考えです。起債をポンと借りるのではなくて、そのための起債を借りないために、復興基金を若干でも充てていきたいということです。将来のためということで、今回積み立てると、今後積み立てていくという感じです。

○4番（中城峯英君） そしたら、今見舞金2,000万円とかおっしゃったけど、そんな基金で足

りるのですか。基金ですから、何かの財源をポンと持ってきて、復興基金は5億2,500万円ありますけど、それは別のものでしょうから。どういった基金の運用をされるのかというのがちょっと。これだけ老朽化した施設があると。計画的にこれを公開なり改善していこうということなのでしょうから、単純にその復興基金の財源は何をされるのかというのをお聞きしたいんです。

○総務課長（吉本敏治君） 先日、皆さん方集まっていただきましたときに説明をいたしましたけれども、先ほど企画財政課長が申しましたように、平成29年度におきましては、公共施設については、建物等については、保険を掛けておりましたので、その部分について見舞金として、これは被害額が確定したものについて請求を出すわけですけれども、その被害額に応じて一定の割合が見舞金として返ってくると。そのお金を利用して、2,000万円をまず平成29年度で積み立てようというところであります。

まだ被害額が確定していないもの、これも今順次出しておりますので、おおむね1億円以上のお金が平成30年度にはまた入ってくるものと思っています。ですから、その分については、同様にこの基金に積み立てたいと。

この基金の運用につきましては、以前は御船町が過疎地域であったとき、これはいろいろな有利な起債を、過疎債という有利な起債がありましたけれども、今はそれから外れておりますので、例えば公共施設を改修したいと、建て直したいといった場合には、通常の補助金がある分については補助金、それから補助裏についての起債、しかし、必ず一般財源が必要になってきます。こうした一般財源に、こういった基金から充てていこうと。そういった考え方を基本としてやっていきたいと。

それから、先ほど公営住宅の話も出ましたけれども、今後、取り壊し等をした公営住宅等の敷地、こういったものが行政目的後、その後なければ売却をし、その売却の利益等もこの基金に積み立てるならばというところで、一応そういった考えはありますけれども、それがいつ頃の部分をというところまでは、まだ具体的な案はできていませんけれども。一応、全体的にはそういった考えでこの基金を運用していきたいという考えでいるところです。

○4番（中城峯英君） 平成29年3月策定された管理計画というのは、初めてお作りになったのですか。以前からあるのを、今度更新されたということですか。

○総務課長（吉本敏治君） それは今回作ったものであります。

○4番（中城峯英君） そしたら、かなり老朽化した公共施設があるよねということで、現状把握のためにお作りになったのですね。これからどう設備なり建物なり、土木系、建物系を改善していくかということなんですけれども、基金ですから、私は何かちゃんと歳入があって、そして計画的にされるのかなど。歳入がポンと入って、そして今年度は何に使いますという計画があるのかなと思って、お尋ねをしておるところなんですけれども。

○総務課長（吉本敏治君） どういった公共施設がいつ必要になるというのは、今後総合計画等を中心に進めていくことになると思いますけれども、先ほどありましたように、今ある建物が老朽化して、もう建て替えが迫っている、耐用年数が迫っていると、そういった部分が、まず行政目的として、これはどうしても必要であるという判断をし、これは新しく建て替えなければならないと。あるいは、これはもう除却して大丈夫である、もう今後使う見込みはないと。これは1つには地方創生の総合戦略の中にも関係するところですけども、人口ビジョンを御船町も策定しておりますけれども、人口がだんだん右肩下がり減少化していくだろうという予想で、では今ある公共施設が将来の人口規模で、本当にそれが残さなければならないものなのかどうなのか、人口減少とともに利用者数も減っていくだろうと。そういったときに残すべきもの、あるいは除却すべきもの、更新すべきもの、あるいはもう民間に売却するとか、いろんな手段はあろうかと思いますけれども、ですから、今その基礎を固めたというところで、御理解をいただきたいと思います。

将来的なことを含めて、今その基礎をやっと固めているところだということになるかどうかと思います。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号、「御船町公共施設等整備基金条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第71号 御船町情報公開条例及び御船町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第14、議案第71号、「御船町情報公開条例及び御船町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号、「御船町情報公開条例及び御船町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第72号 御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第15、議案第72号、「御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（岩田重成君） 今回、旧七滝中学校の体育館を解体されました。その前に、スギの木がございいます。大変小学校も困っております。また、小規模多機能の施設も困っております。ぜひ、このスギの伐採をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今の質問にお答えします。

今のところは、計画的には切る予定はございませんが、今後協議の中で、そういった話

があれば今後検討していきたいと思います。

○13番（岩田重成君） ぜひともお願いをしたいと思っております。特に大きくなりますと大変風あたりで下に落ちやせんかと思っておりますので、いつも運動会の際に話が出ます。ぜひともお願いしたいと思っております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号、「御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第73号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第16、議案第73号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 国民健康保険制度が町から県単位に変わったことにより、この改正が必要になってきたということなのですが、これについて、まだ町民の方は知れない方が多いんです。話を聞くと、いつも「ああ、そぎゃんことがあったつかい」と。この間議会では説明がありました。いま一度、この議場で、ひとつどのように変わったのかと。どのような影響が出るのか、町民にどのような影響が出るのか。または新しい保険料率はどのような考えのもと決定したのかということをお簡潔に御説明いただきたい。

また周知について、これから周知徹底していかなければいけないわけですが、どのように周知を行うのか、御説明いただきたいと思っております。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

今回、県広域化に伴い、県より標準保険料率が示されました。その率に各市町村は合わせていくこととなります。御船町の保険料は、県が示した標準保険料率より低い位置にありますので、今後は上げる必要が生じてきます。保険料の資産割部分はなくなりますので、固定資産税が課税されていた世帯は、資産割分が減となります。その分所得割を上げる必要が生じますので、その結果、固定資産税非課税世帯で所得のある世帯に対しては負担が増となります。

また、介護分の平等割4,000円もなくなります。現在の均等割の7,000円は、県が示している標準額が1万2,944円となっておりますので、これも上げる必要が生じまして、固定資産税非課税世帯の40から64歳までの方の負担も増となります。

それから、保険税率についてですが、御船町の現在の所得割は、医療・後期、介護分合わせて10.6%となっておりますが、今回県が示した標準保険料率では13.2%、2.6%の増となっております。また均等割は、現在3万6,000円ですけれども、県が示してきた標準保険料率では4万6,120円となり、約1万円の増となります。

そこで、町民の急激な負担増とならないよう、平成30年度一般会計からの繰り入れを3,000万円行いまして、所得割を1.5%アップの12.1%とし、均等割の医療分を2,000円アップと、介護分を3,000円アップで、現在の3万6,000円を4万1,000円とし、住民の負担を緩和したいと考えております。

それから、周知についてということですが、制度改正の周知につきましては、3月15日に大まかな制度改正の内容について、国保だよりを全戸配布する予定にしております。それと、3月は保険証の更新ですが、保険証の送付に併せてチラシもそれに同封して周知したいと考えています。

また、保険税等の詳細については、6月が本算定となっておりますので、それ以前に広報およびホームページ等で詳しい内容を周知したいと考えております。

○5番（福永 啓君） もう、この保険料率に関しては、実は今回の一般会計の中に含まれているんです、一部は前提になっているんです。前からたびたび私はこれの質問をしてまいりました。県は一応、例えば御船町で保険料はこれだけくださいと。1億円くださいみたいなことを言うわけです。あとは御船町で、それはどぎゃん分けるかは町で考えてください。ただ町で考えてくれと言うと、町も困るだろうけん、標準保険料率というのは一応考えてあげますということです。ですから、町の中でいろんな工夫できる範囲があるんです。

ほかの市町村は、さっき言った、町が今回廃止したという資産割を残している町村もあります。

こういうことは、いつどのような形でこれは決まったのですか。ただ課内だけですか。それとも何か協議会とか、どういうふうにして御船町は取りましようかと、どういう人にどういうふうにして取りましようかと、今説明された内容です。これはどのような検討段階を経て決定されたのでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

県で保険料の検討部会とか資格管理の検討部会とか、検討部会を数十回重ねてこられて、その中の話し合いの中で、どういうふうにしていくかということを決められたところですよ。

○5番（福永 啓君） 私は町の話を知っているんですけど。県としては、その検討委員会を重ねて、おたくの標準税率はこれですよみたいなことをしますよね。しかしそれには町は従わなければならないわけは別にないわけなんです。でもそれは恐らく、別にそれは町で自由に町が責任を持ってするわけです。

町は、その検討を、こうしますというのはどのように、どの組織でどうやって決めたのかと。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 保険料の算定につきましては、県の示した標準税率と御船町の現在の標準率と大分差が開きが大きいので、その急激な負担となってしまう、県の標準税率に合わせてしまうと急激な負担増となるのです。そこで、それは避けたいと考えまして、それを少し落として、徐々に県の標準税率に合わせていこうという考えのもと、「課内ですか」と呼ぶ者あり] そうです、課内です。

○5番（福永 啓君） 課内で検討したんですね、課内で。今後、これに関しましては、実はまた検討しなければいけないものが出てくると思います。課内のみではなくて、専門家とか、これはそういう、単に少なかったから多かったから、真ん中を取ればいいやというものではないかもしれないんです。やはりこういう保険料率を決めるときは、根拠と、そういう数字とか、それが必要になってくると思いますので、専門家等を入れた、ではどうしていこうかという検討が必要だと思います。やっぱりファクトとエビデンスが必要だというのは、これは何か施策決定するときは必須だと思いますので、そのあたりを今後はよろしくお願ひしたいと思っています。

○税務課長（宮崎 靖君） 保険料の算定につきましては、御船町にも今現在国民健康保険運

営協議会というのがございまして、町長からそちらの医師、保険者代表とか、約8名だったと思うんですけどいらっしゃいます。それに町としては町民保険課長、税務課長それから健康づくり支援課長、ほか係長も含めまして、その中で検討をいたしまして、町長からこの運営協議会に諮問という形で答申が出ております。その答申に基づいて町が決定したということになります。

○5番(福永 啓君) 部課内だけでされていたという話だったんでびっくりしたんですけど。そういうのはあって然るべきです、なけりゃいけないし。その際に、きちっとやはり間を取るとかいうのではなくて、どういう状況なのかというのを検討していかないと、これはすごい町民の間に深刻に係ってくるお金の問題で、これで年に1万円ぐらい上がる方もいらっしゃるわけです。今後いろいろ検討していかなければならないので、そういうのがあると聞いてちょっとは安心したわけなんです。今後とも、また意見がありますので、よろしくをお願いします。

○議長(田端幸治君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(田端幸治君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(田端幸治君) 討論なしと認めます。

これから、議案第73号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長(田端幸治君) 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで3時10分まで休憩をしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○建設課長（松岡秀明君） それでは、先ほどの町道万ヶ瀬原線の事故の件で、岩永議員から質疑があった件について、答弁をさせていただきます。

この道路の災害復旧につきましては、県道嘉島甲佐線それと町道万ヶ瀬原線が接道しておりまして、この災害復旧に関しては、ほぼ同時期に災害復旧工事を実施したというところですが、接道もしておりますが、隣接している工事箇所ということで、熊本県とも工程についての協議を進めてきたところでありまして、双方の舗装復旧工事について、ほぼ同時期に施工をしたことから、実際の工事の仕上がりが、以前よりも段差が生じてしまったということでありまして、これについては、双方、町も県も災害復旧に関する設計についての設計どおりといたしますか、基準値内での路面高の施工を完了しているということでありまして、災害復旧については適切な工事、適正に工事を終えたということでありまして、結果として、先ほどもちょっと申し上げましたが、若干、以前よりも段差がそこに発生をしてしまったということで、車がそこに、町道側から下りてきて、県道に入る際に、その車の向きといたしますか、入る角度によって段差による車の前部分の底が、今回のケースのような事故が発生することが考えられたということでありまして。

この路線においては、以前から勾配がきついということで、車体の下部が接触するとか、そういった要因になっておったということでありまして。今回の施工によって、さらにそういった要因が大きくなってしまったというものであります。

そういうことで、町道と県道との接道部分による事故でありますけれども、もともと町道側が勾配が非常にきつい状況であったということで、その辺のところ、県と協議をした結果、町側が補償という形になったものであります。

○2番（森田優二君） これはさっきの、この写真と思うんですけども、どこの部分なんですか。

○建設課長（松岡秀明君） その写真からいきますと、下の写真の手前側を通っておりますのが県道です。右側に坂になっている部分がありますが、それが町道なんです。そちらから下りてきて、この側溝があります、それが真ん中付近ですが、側溝が通っているかと思えます、町道と県道との接道している部分です。その部分での角度がちょっと、今回の災害復旧工事で勾配がきつくなって、それがまた今回車の底の部分に損傷させた原因だったと

いうことでもあります。

○2番（森田優二君） その後は、そこの改修はしてあるんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

こういった事故が発生しまして、県とも再三にわたって協議をした結果としまして、県にも要望しまして、県道側の側溝を、これは県道側の側溝になるんですけども、その部分について、アスファルト舗装をすり付けた形で補修をしまして、この段差を解消しているということでもあります。

○2番（森田優二君） 確認ですけれども、そのあれがこの写真ですか。すり付けをしている写真は、この写真。

○建設課長（松岡秀明君） そうということでもあります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第74号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第17、議案第74号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） この保険料率も改定されて、裏のほうに詳しく値上げされるということになっておりますが、これも町民ほぼすべて、本当に多くの方にかかわってくる改定でございます。この保険料について、どのような考えのもと決定したのか。また周知はどのような方法で行うのか、お聞きいたします。

○福祉課長（道山敏文君） お答えします。

介護保険料は1段階から9段階まであるうちのちょうど真ん中の5段階が今回示されています6,400円ということになります。介護保険料は3年に一度見直しとなっております。今平成29年度が3年目ということで、今現在5,540円で、来年からの3年間で6,400円ということで860円の値上がりとなります。その860円の内訳が、まず給付費、給付費ということ介護サービスを利用した場合、本人1割負担、そして介護保険制度から9割負担するものが給付費です。その給付費の、65歳以上の方が22%これまで負担していたものを23%負担すると介護保険法で改正されました。そのことでまず300円月額が、6,400円というのとはもと月額です。その月額6,400円のうち860円上がったわけですが、そのうちの300円が、65歳以上の方の負担割合が変わった。

次に、国が負担する調整交付金の負担割合が、おおむね大体5%だったものが4%に下がったということで、約200円、これも値上げの原因です。

次に、報道等で行われています介護報酬の値上げということで、介護報酬が0.54%値上がりしたことにより負担が月額約100円上がります。

次に、介護病棟というものがよく寝たきり病院ということを行われている介護で入院している病院です、そういったものが今後介護医療院という名称に変わって、医療から介護へ結構ベッド数が増えます。そのことでの値上げが月額約100円、それと高齢化率が相当上がっておりますので、その高齢化率の上昇に伴う値上げが月額約150円、それと、御船町が近隣町村と比べて入所施設が少ないということで、30人程度の特別養護老人ホームと小規模多機能施設という施設を、今後3年間のうちに2つの施設の建設を予定しております。その2つの施設を建設することで、月額約200円。

今言いました合計額を足しますと1,050円値上げしたことになります。1,050円を上げないために、今介護のほうで基金が1億4,000万円あるうちから、7,000万円を、この値上げを防止するために投入しようということで、7,000万円投入することで、190円値下げできますので、値上げした分の1,050円から基金での減額分190円を引かして、値上げ幅が860円ということです。

決定機関につきましては、介護保険の策定委員会に今町長から諮問があつて、このように答申したということでの町での決定となります。

あと、周知方法につきましては、町の広報紙、町のホームページ、あと高齢者関係の各種団体の会合のとき、老人クラブですとか、あとお世話をしているケアマネージャーたちの会合、そういったところでの説明会、また6月本算定のときの、本人たちに通知します決定通知の中に周知のチラシを入れようと思っております。

○5番（福永 啓君） 策定委員会のメンバーは大体どのような方々が入っていらっしゃるのでしょうか。名前は言わなくて、役職名で構いません。

○福祉課長（道山敏文君） まず、被保険者代表ということで、これも各種団体の長の方たちを、まず65歳以上の代表ということで被保険者代表が3名の方、40歳から64歳、第2号被保険者といいます、その第2号被保険者の代表の方が、やはり各種団体の代表の方2名、医療関係でドクターが1名、看護師1名です。それと大学教授が1名、あとは介護保険の事業所の方が3名という形になっております。合計で11名です。

○5番（福永 啓君） これは、65歳以上の方の中では、アップ額が大体年間1万円ですよ、年間見ますと1万円になりますね。ちょうど1万円ぐらいですね。この1万円という結構大きいんですよ。それが、問題は周知徹底、これが非常にやっばり。この間からこれについても聞いてみたんです、何人かの方に。制度上、3年に1回上がるということすら知らない方のほうが多いんです。「また上がるとですか」と。「去年も上がったでしょう」とか、何か、とにかく何でもかんでも上がりよるという形に、イメージされる方が結構多いんです。やはり御船町の一番の使命というのは、町民の方々にわかりやすく周知徹底することだと思いますので、今以上に、何か周知徹底する方法を考えていただきたいなと思います。

○福祉課長（道山敏文君） なかなか周知できないのは、平成30年度を考えた場合、年金天引きの方が93%、7%の方だけが納付書払いとなりますので、なかなか年金天引きで気付かれないのだろうと思いますけれども、これまでも決定通知を出すたびに、チラシ等を入れておりました。今後はそれ以上のものを考えていきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第75号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第18、議案第75号、「御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） この議案75号、条例の新設になりますよね。これは国の介護法の改正により、御船町でとにかくこの基準を決めなさいとなって、御船町が基準を定めることになったわけなんですけど、今回この基準策定に際して、これは町は一定の範囲内で自由に定めることができるんです。各市町村の事情を考慮して定められていると思うんですけど、基準策定に際して、町はどのような事情を考慮してこの町独自の条例を策定したのか。そのあたりを御説明ください。

○福祉課長（道山敏文君） お答えします。

議案第76号が新規制定ということで、これは細かい数字をいじるようなものではなくて、大きな枠でとらえた高齢者福祉の向上を目指しているものということですので、ほぼ国の改正に近いものどおりに町も同じようなものとなりました。

議案の第77号から79号までの3つにつきましては、主に施設の人員配置ですとか設備の基準ですとか、これは特別地方差はないということで、やはりこれもこれまで県で主管課であったものが町におりてくるものなので、以前と同じものを町で取り入れたということで、特別町の特色は出しておりません。

○5番（福永 啓君） 第75号、これからこれが議案第75、76、77、78号と4つ続くわけですが、法律によってですね。御船町としては、今までこれを御船町で策定したんだけど、今までと全く変わらないものを、今まで県の条例、制令等で定められていたものを条例として定めることにしたということで、よろしいですか。

○福祉課長（道山敏文君） はい、そのとおりです。県の条例をそのまま町の条例におろしたものです。

○5番（福永 啓君） 当初はそれで全く構わないと思うんですけども。これはやはり権限移譲の中でできるようになったことですから、今後、町の人口減少とか高齢化とか、県の標準より上回ったり下回ったりすることもあると思います。その中で、これは町で自由に決められることは今後検討課題として自由に決めて、町に沿ったような最終的な条例にさせていただくならと思います。

これは、議案第75、76、77、78号、全く同じ意見ですので、後の条例についての質問は控えます。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号、「御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第76号 御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第19、議案第76号、「御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号、「御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第77号 御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正

### する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第20、議案第77号、「御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号、「御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第78号 御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第21、議案第78号、「御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号、「御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第79号 御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（田端幸治君） 日程第22、議案第79号、「御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号、「御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第80号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第23、議案第80号、「吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（沖 徹信君） センターハウス等の使用料はどうなっていますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

使用料につきましては、吉無田高原設置管理及び使用料に関する条例規則で定めたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 定めたいと思いますと、まだ幾らというのは定めてないわけ。

○商工観光課長（作田豊明君） 現在法令審議会で1回審議しまして、それから決定したいと思います。

○11番（沖 徹信君） それは議会にかけるときには、料金も幾らというのを決めておかないんじゃないんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 平成30年度の予算の中で、概略は出しておりますけれども、まだ決定というまでは至っておりません。

○11番（沖 徹信君） だから、料金が決定してから議会にはかけるべきじゃないんですか。今審議会にかけているわけでしょう。そこによって料金が決まるわけでしょう。そしてから議会にかけるべきじゃないんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） はい、基本的に、今まで規則でこの金額、料金設定をやっておりましたので、今回の平成30年度の予算のときには概略として予算を上げております。

○4番（中城峯英君） この条例の改正は、指定管理を可能にするためという説明がありましたけれども、何年後をめどに指定管理をするのか。それと、そのためにどのような準備をされるのかをお尋ねします。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

指定管理につきましては、一応指定管理を視野に入れたところで、今回、今年、今度センターハウス並びに施設を造るわけなんですけれども、そのときの1年間の状況を見ながら、指定管理の方向に進めていきたいと思います。

○4番（中城峯英君） 状況を見ながらということですね、はい。

今、ドームハウスの建設の進捗状況はどれぐらいですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 3月の工期内に向けて、土曜日曜も関係なく作業は進んでおりますので、工期内に間に合わせるように進めていきたいと思います。

○4番（中城峯英君） やっぱりバタバタですね。事故がないようにしてくださいよ。そのために随分我々は言ってきたけれども、やっぱり途中大雪が降ったり、多分ギリギリで完成

というところになると思いますが、今後に活かしてください。

○11番（沖 徹信君） 料金が決まってなくて、議会にかけて、了解を賛成多数でいって、料金が決まったときにはまた議会にかけるといいますか。それはかける必要はないわけですか。総務課長。

○総務課長（吉本敏治君） 議会の議決を経る必要があるのは条例となっております。今先ほど作田課長が言いましたように、使用料については、以前から規則で定めておりますので、規則での改正で対応するとなると思いますが、おおむねその金額は設定はしてあるものと思っております。

○11番（沖 徹信君） 設定はしてあるものと、設定してあるなら、その金額を載せるべきじゃないとね。議会にかけよるとよ。

○議長（田端幸治君） 規則の部分ということでよろしいんですか、料金については。

○総務課長（吉本敏治君） 料金については、あくまでも規則で定めておりまして、条例の改正、影響はしますけれども、議会の議決事件としては条例までとなっております。

○11番（沖 徹信君） 料金は条例ではないから、議会の議決をする必要ないということですか。

○総務課長（吉本敏治君） そういうことになります。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 先ほど作田課長の答弁で、3月いっぱい完成するというところで受け取ったのですが、本当に完成できますか。

○商工観光課長（作田豊明君） はい。工期内に努力したいと思います。

○6番（田上 忍君） 努力したいということとはできないということですね。実は私も1週間前に見に行ったのですが、まだまだとても完成にはほど遠いような状況でした。そして、今雨が降れば、今作業をやっている接着剤が使えないということで、天候に随分左右されるようです。そういうのも考えると厳しいのではないかと思うんですけど、どうですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 最近の天候には本当に苦慮されておりますけれども、土曜日曜関係なく出られておりますので、早急に作業の人夫のほうも当たって足りないということは聞いておりませんので、工期内に間に合わせたいと思います。

○6番（田上 忍君） では、完成を楽しみにしております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第80号、「吉無田高原緑の村、設置管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第81号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第24、議案第81号、「御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号、「御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○建設課長（松岡秀明君） すみません、午前中の一般質問の中で、田上議員から、中原団地の設計業務関係の委託料について質問されまして、そのことについて、答えさせていただきたいと思います。

まず、中原団地の災害復旧工事に係る工事管理業務委託ですが、これが委託料としまして2,559万6,000円です。それから、次に、実施設計、設計の業務委託です。これにつきましては1,738万8,000円になります。

○6番（田上 忍君） 今金額を聞きましたが、とても高い金額です。こういうのを随意契約ということで、本当にこれで随意契約でいいのか。いろいろ疑念を抱かれるようなことがあるんじゃないかと思っております。一言だけ、それだけ伝えておきます。

○議長（田端幸治君） 以上で、本日に日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時45分 散 会